



暮らしが輝く共生都市を目指して

～守り 育み 創造する景観まちづくり～

可児市景観計画

可児市

目 次

第1章	計画策定の前提	1
1.	計画策定の目的および経緯	1
2.	計画の位置付け	1
3.	「景観計画」の目指すもの	2
第2章	景観の特性および課題の整理	4
1.	景観の特性	4
2.	景観形成上の課題の整理	5
第3章	景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）	6
1.	景観計画区域	6
2.	景観計画区域の区分	6
第4章	良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）	8
1.	基本理念	8
2.	基本テーマ	8
3.	基本目標	9
4.	基本方針の体系	10
5.	基本方針	11
第5章	行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）	18
1.	行為の制限とは	18
2.	行為の制限を設けるにあたっての考え方	18
3.	景観計画における行為の制限	19
4.	大規模行為の制限	20
第6章	景観重要建造物および樹木の指定の方針 （景観法第8条第2項第4号）	25
1.	景観重要建造物および景観重要樹木の指定について	25
2.	景観重要建造物の指定方針	25
3.	景観重要樹木の指定方針	26
第7章	景観重要公共施設の整備に関する事項 （景観法第8条第2項第5号ロ）	27

第8章 景観形成重点地区（候補地）の選定	28
1. 地区選定の考え方	28
第9章 「景観まちづくり」の推進（実現化方策の検討）	31
1. 「景観まちづくり」の取り組み	31
参考資料	37
1. 策定体制	37
2. これまでの景観行政の動き	39
3. 「景観計画」策定経緯	40
4. 景観特性および課題	41
5. 良好な景観の形成に係わる各種法規制	52
6. 関係条例等	56

第1章 計画策定の前提

1. 計画策定の目的および経緯

可児市（以下「本市」という。）は、平成11年3月に「可児市都市景観基本計画」を策定し、「景観アドバイザー制度」の創設や「花いっぱい運動」の継続支援、地区計画の推進による統一感のある住宅地の形成など、良好な「景観まちづくり」に取り組んできました。しかし、まだまだ景観に対する関心や意識は低く、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成によるまちづくりに取り組んでいるとは言い難い状況です。

こうした中、少子高齢化、低成長時代を迎え、人々の関心が社会資本の量的充足から質的向上へと変化し、国は平成15年7月、「美しい国づくり政策大綱」を公表し、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとなりました。そして、平成16年6月、景観に関する総合的な法律である「景観法」が成立しました。

このような動きを受け、本市では、平成17年11月11日、地域の特性に応じた良好な景観の形成によるまちづくりを図るため、「景観法」に基づき「景観行政団体」となりました。そして市民・事業者・行政との協働で景観施策を進めるため、改めて景観に対する取り組み方を考え、市独自の「景観まちづくり」の方向を定めた「可児市景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定することとなりました。

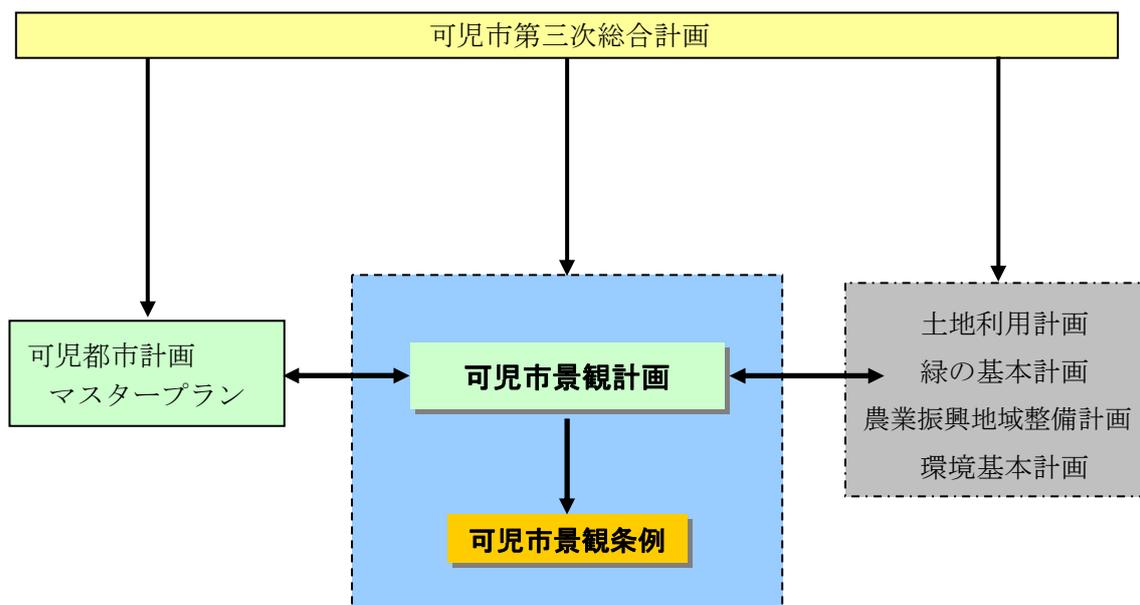
2. 計画の位置付け

本市の「景観計画」は、景観法第8条に規定する景観計画として策定します。良好な景観を維持または創出するための計画であり、景観形成の方針を定めるとともに、建築行為などに対する規制誘導など具体的な措置を定めます。

本市の「景観計画」の位置付けは次のとおりです。

- 本市の景観行政の総合的指針となるもので、魅力ある景観形成によるまちづくりを総合的・体系的に進めていくための計画であり、さらに計画を基に地域ごとの特色あるまちづくりを推進していくきっかけとしていくものです。
- 「可児市第三次総合計画」に即し、「可児市都市計画マスタープラン」および関連計画と整合を図り策定するもので、「可児市都市景観基本計画」を継承する計画です。
- 良好な景観を形成するには時間がかかるものであり、社会ニーズの移り変わりなどさまざまな要因に影響されることが考えられるため、必要に応じて景観計画を改訂していきます。また、公表から10年を目途に見直しを検討します。

体系図



3. 「景観計画」の目指すもの

景観は、まちの歴史や文化、生活、自然の風景や建築物などのあらゆる要素が組み合わさって構成され、形成されています。良好な景観とは、地域で積み重ねられてきた「豊かな生活やコミュニティの現れ」であり、「このようなまちであつたら良いなという現れ」であるといえます。つまり、景観はそのまちの質的価値を測る指標であり、景観はまちのあり方そのものでもあるのです。

本市の「景観計画」は、観光地をつくる計画ではありません。また、景勝地や歴史的な町並みのみを対象とした計画でもありません。

「景観計画」は、本市がどのような景観像を持って「まちづくり」を進めていくのかを考えていくことであり、次の視点を計画の目指すものとしていきます。

● 『こころの景観』を大切に

計画では、本市に暮らす人々の生活が、より豊かなものとなるように、『こころの景観』に重点を置き、市民が住みやすさを実感でき、住み続けたいと思えるような「景観まちづくり」を進める計画を目指します。そして、『こころの景観』を基本としながら「景観まちづくり」を進めていきます。

※『こころの景観』とは・・・

日々の暮らしの中で、人々が驚き、発見し、豊かな心を^{はぐく}み、自分たちが自由に行動・表現し、いつまでも大切にしたいと思える「心に残る景観」



○ 気づくことが大切

市民が誇りや愛着を持てる「景観まちづくり」を進めるためには、本市の景観資源、あるいは地域や身の周りの景観資源に気づくことが大切です。

○ 日常の暮らしの中での景観が大切

守るべき景観、育てるべき景観は必ずしも立派なものではないかもしれません。日常の暮らしの中で培われてきたちょっとしたものや、何気ないものの中にこそ、味わい深く、大切なものがあることがあります。

○ 地域や個人で考えることが大切

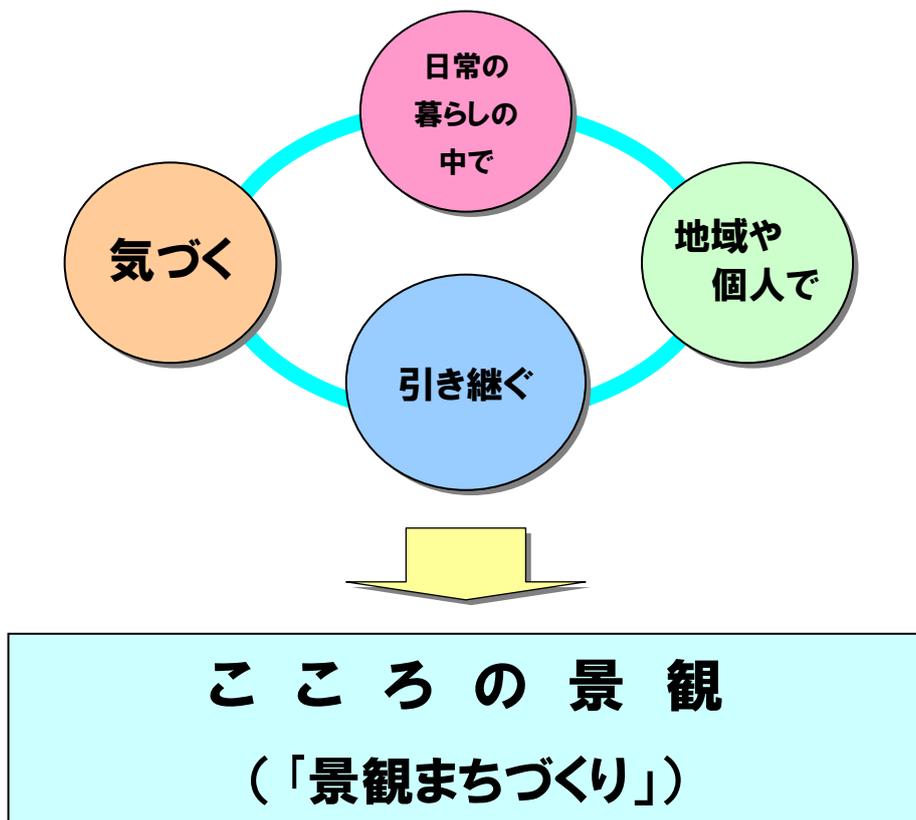
地域独自の祭りや、町並みなどは、地域コミュニティーの一つの現れであり、地域の人と人との結びつきによって育てられてきたものです。

ごみのポイ捨てや犬のふん害などは一人ひとりの気遣いで解決できる問題ですが、快適で暮らしやすいまちにしたいという想いを、どう育てていくのかを考えていくことが大切です。

○ 引き継いでいくことが大切

今、私たちの目にしている景色は新しいものもあれば、長い時間をかけたものや私たちの暮らしの中で創り上げられてきたものまでさまざまです。今ある良い景観を子供たちや、孫、その次の世代へと引き継ぎ、悪くなってしまった景観を補修し、創っていくことが必要です。

イメージ図



第2章 景観の特性および課題の整理

「景観計画」の策定にあたり、本市では平成18年度に景観に関する基礎調査を実施しました。現地調査、地域別懇談会、市民意識調査、事業者意識調査、小中学生意識調査、ホームページによる意識調査、写真コンテストなどを実施し、景観資源の把握および課題を抽出しました。（詳細は後部参考資料参照）

ここでは、基礎調査結果などを基に本市の景観の特性および課題を景観類型別に整理します。

1. 景観の特性

本市の景観特性を、「自然・文化的景観」、「街の景観」、「活動の景観」として、次のように整理しました。

① 自然・文化的景観

本市は、北部の比較的平坦な河岸段丘部と南部に広がる緑豊かな山地丘陵部で構成されています。そして、点在する丘陵部の間には八手状に洞が入り組んでおり、里山・田園風景とともに特徴的な景観を形成しています。

また、美濃加茂市との境界を木曽川が流れ、平地部を可児川や久々利川、愛知用水などが蛇行して流れ、洞を流れる小河川や丘陵部のため池とともに変化に富んだ水辺景観を構成しています。兼山地域については、木曽川河畔の平地と山地部で構成されています。

久々利や兼山地域などには、歴史的趣きを感じさせる町並み景観が見られる地域があります。

また、社寺・城跡などの歴史的景観や各地域で大切に守られている祭りや風習など文化的景観も多く見受けられます。

② 街の景観

本市の市街地は、北部平坦地の既成市街地および南部丘陵地の新住宅市街地、洞の地域に広がる田園集落、その他沿道商業区域、拠点商業区域、工業区域など地域ごとに性格の異なる多様な都市的景観で構成されています。

また、それぞれの地域に地区公民館、学校などの拠点的景観や公園・広場、社寺林などの空間的景観が適切に配置され、バランスの良い街の景観を形成しています。

③ 活動の景観

本市では、「花いっぱい運動」による美化活動、「環境基本計画」をきっかけとした環境保全活動、「市民参画と協働のまちづくり条例」を背景としたまちづくり活動など、各地域において市民による景観形成活動が広がっています。

2. 景観形成上の課題の整理

景観特性および基礎調査結果などから、本市の景観形成上の課題を次のように整理しました。

区 分		景 観 形 成 上 の 課 題
自然・文化的	山地丘陵景観	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観の保全 ・森林緑地の適正管理 ・他市を含めた広域的な山地丘陵地の保全に係る仕組みづくり ・散策路ネットワークの構築
	里山・田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ・洞の眺望景観の保全 ・休耕田の改善 ・体験学習や環境学習の一環としての農地活用 ・市民参加による里山管理の仕組みづくり
	河川景観	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な河川景観および周辺の歴史的資源の保全 ・対岸からの眺望も含めた河川景観の保全 ・散策路ネットワークの構築 ・護岸の改善 ・河川本体の質の向上および復元（水質改善、水量確保）
	歴史的町並み景観	<ul style="list-style-type: none"> ・町並み景観の保全 ・歴史的な景観資源の保全 ・緑化の推進 ・屋外広告物類および電線類の整理による道路、街道景観の改善
街	市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態、意匠のコントロール ・建築物の緑化推進 ・広告物のコントロール ・駅周辺の景観形成の創出
	工業市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観の保全 ・敷地内および外構緑化の推進
	新住宅市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道、街路樹の保全管理 ・敷地内緑化の推進 ・周辺緑地の保全活用
	幹線道路景観	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物類および電線類の整理 ・建築物の形態、意匠のコントロール
	オープンスペース景観	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺林の保全 ・公共施設の整備および改善
活動	市民活動景観	<ul style="list-style-type: none"> ・市民および事業者への景観に関する啓発 ・地域の特色の把握 ・市民活動の促進および助成

第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

1. 景観計画区域

景観法では、景観計画を定めることのできる土地の区域の要件は、農地、山林、河川などを含め、景観上必要な範囲に幅広く指定することが可能とされています。

本市の場合、景観特性や地域特性などから特徴的な区域(エリア)が存在しており、エリアごとに方針や景観形成基準を定め、市域全体で良好な景観の形成を推進していくことが望ましいと考えます。従って、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は本市全域とします。

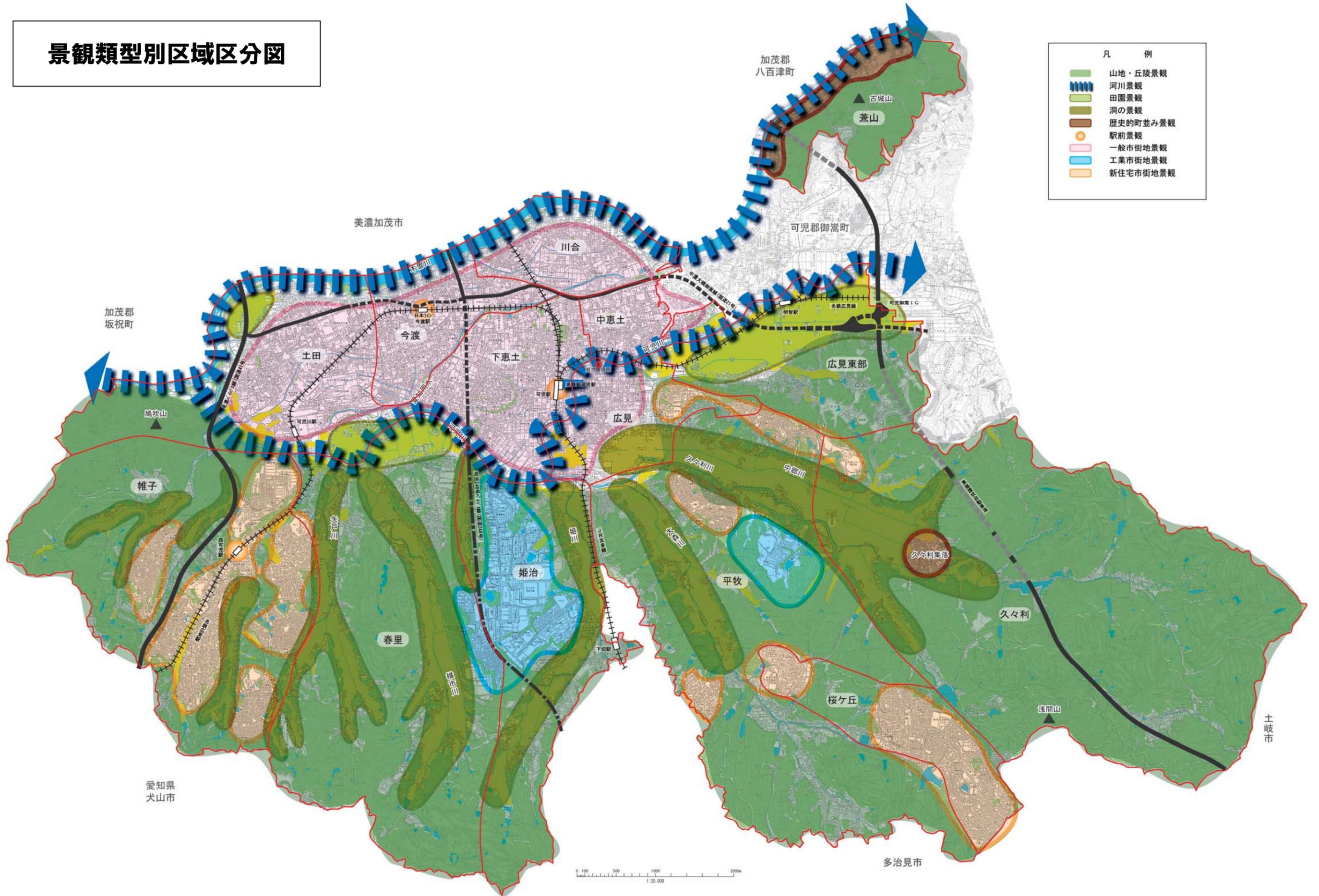
2. 景観計画区域の区分

本市の景観特性や土地利用状況を考慮しながら景観計画区域を次のように区分します。

【景観類型別区域区分】

区域名称	区域（エリア）ごとの景観特性
自然・文化的景観	本市の特徴的な自然的景観および歴史的・文化的意義を持つ町並みや風土など、伝統的な景観を形成している区域 ● 山地・丘陵景観 ● 河川景観 ● 田園景観 ● 洞の景観 ● 歴史的町並み景観
街の景観	既成市街地、新市街地、工業地、商業地など人々の生活を形成している区域 ● 駅前景観 ● 一般市街地景観 ● 工業市街地景観 ● 新住宅市街地景観
活動の景観	人々が自然や文化と関わりながら、本市独自の景観を形成していくために活動する景観

景観類型別区域区分図



- 凡 例
- 山地・丘陵景観
 - 河川景観
 - 田園景観
 - 洞の景観
 - 歴史的町並み景観
 - 駅前景観
 - 一般市街地景観
 - 工業市街地景観
 - 新住宅市街地景観

第4章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）

1. 基本理念

本市には、先人たちによって長い年月をかけて守り、育まれてきた自然環境や歴史的・文化的遺産が数多く残されています。また、都市化の進展とともに計画的な新しい街並みの整備も進んでおり、人と自然が調和し、古いものと新しいものが融合した独自の景観が育まれています。

しかしながら、無秩序、無機質な市街化の進行により本市の貴重な景観資源は失われつつあり、何もしなければ今後さらに景観資源の喪失が確実に進むことを私たちは意識しなければなりません。

良好な景観とは、単に視覚的なまちの美しさだけではなく、そのまちに暮らしている人が「住んで良かった、これからも住み続けたい」と愛着や誇りを持つことであり、また、そのまちを訪れた人が「来て良かった、再び訪れたい」と感じるまちの魅力です。

それは、人々の営みや活動が積み重なって表現されるものであり、良好な景観を形成していくことは、魅力的なまちを創っていくこと、「景観まちづくり」なのです。

私たちは本市の良好な景観を市民共有の資産として次の世代へ受け継いでいかなければならないという強い意志の下、市民・事業者・行政が一体となって魅力的な「景観まちづくり」を進めていきます。

2. 基本テーマ

本市では、「可児市第三次総合計画」「可児市都市計画マスタープラン」「可児市緑の基本計画」「可児市環境基本計画」など各種計画を基本としながら、自然環境と共生した個性的で魅力ある生活が実感できるまちづくりを推進しています。

「景観計画」では、良好な景観に市民が愛着と誇りを持ち、恵まれた豊かな水や緑にふれあい、本市に暮らしている誰もが「ふるさと可児」を実感できるよう、「景観まちづくり」を進めていきます。

そこで、本市の「景観まちづくり」の基本テーマを次のように設定します。

「暮らしが輝く共生都市を目指して」

～守り 育み 創造する 景観まちづくり～

3. 基本目標

「景観まちづくり」の基本理念、基本テーマを実現するために以下の目標を設定します。

基本目標

- ◎ ふるさとの原風景を守り、育み、受け継いでいこう!
- ◎ いきいきとした生活文化が感じられる街の景観を創っていこう!
- ◎ 市民、事業者、行政が協働して新たな「ふるさと可児」の「景観まちづくり」に取り組んでいこう!

① ふるさとの原風景を守り、育み、受け継いでいこう!

鳩吹山、浅間山、古城山などの山地や、丘陵地などの豊かな緑の風景、丘陵地と洞が櫛状に連続する風景、雄大な木曾川や市内を横断する可児川などの川の風景、久々利や兼山などの城下町、白鬚神社の祭礼、明智城址などの、歴史的・文化的風景は本市の大切な財産です。これらは長い時の流れの中で、私たちの生活と密接に係わりながら築きあげられてきた「本市の原風景」であると考えられます。これらを「ふるさとの原風景」として、後世に引き継ぐために大切に守り、育み、後世に受け継いでいきたいと思います。

② いきいきとした生活文化が感じられる街の景観を創っていこう!

都市は、住宅地や商業地、工業地、駅前など、いろいろな街によって構成されています。そして、それぞれの街にはその場の暮らしや産業の風景があります。

人々の営みや生活の積み重ねが感じられ、賑わいと活気を呼び起こす市街地景観を創造していきましょう。

③ 市民・事業者・行政が協働して新たな「ふるさと可児」の「景観まちづくり」に取り組んでいこう!

景観はこれからの都市づくりの重要な要素です。市民・事業者・行政が役割を担い、誰もが「ふるさと可児」を実感できるよう、本市の「景観まちづくり」に取り組んでいきたいと思います。

4. 基本方針の体系

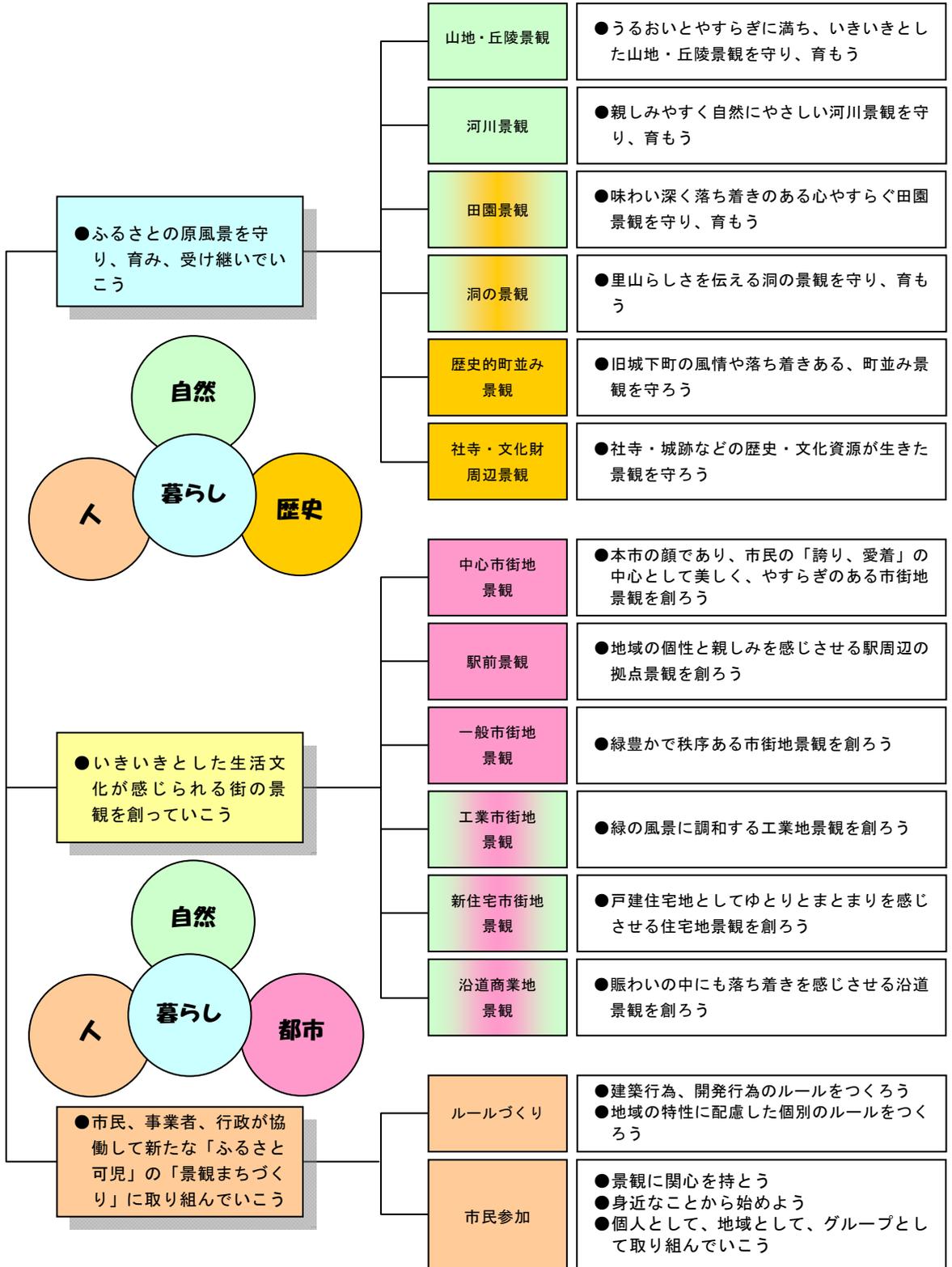
景観形成の基本目標と基本方針

<テーマ>

<基本目標>

<基本方針>

暮らしが輝く共生都市を目指して



5. 基本方針

(1) ふるさとの原風景を守り、育み、受け継いでいこう

《山地・丘陵景観》

【基本方針】

うるおいとやすらぎに満ち、いきいきとした山地・丘陵景観を守り、育もう

【方向性】

- ① まとまった良好な樹林地の保全
- ② 斜面林や山並み（スカイラインやシルエット）の保全
- ③ 市域外も含めた緑地の保全への働き掛け
- ④ 集落や住宅地近隣の樹林地は、散策などの利用ができる緑地や里山空間の創出
- ⑤ 竹藪化した樹林地の質的改善および住民参加による仕組みづくり
- ⑥ 山などの視点場からの眺望景観の保全



《河川景観》

【基本方針】

親しみやすく自然にやさしい河川景観を守り、育もう

【方向性】

- ① 歩きながら河川景観が楽しめる水辺の散歩道の創出
- ② 水辺の自然および歴史景観の保全と再生
- ③ 河川堤防および周辺地域の緑化による修景
- ④ 対岸や橋からの眺望景観に配慮した河川景観の創出
- ⑤ 河川沿いの屋外広告物や建築物の高さや色彩のコントロール
- ⑥ 生態系に配慮した川づくりの推進
- ⑦ 水面から（船などによる）の河川景観の保全



《田園景観》

【基本方針】

味わい深く落ち着いた心やすらぐ田園景観を守り、育もう

【方向性】

- ① 屋外広告物や高層建築物の高さや色彩のコントロールによる広がりのある田園景観の保全
- ② 景観保全の観点からの農業振興と原風景的な農地の保全
- ③ 景観作物や市民農園などによる休耕田の有効活用
- ④ 沿道農地の保全活用と田園に調和した道路景観の創出



《洞の景観》

【基本方針】

里山らしさを伝える洞の景観を守り、育もう

【方向性】

- ① 洞の景観の一体的保全（農地、河川、樹林、家屋など）
- ② 景観作物や市民農園などによる休耕田の有効活用
- ③ 市民参加による「里山景観づくり」の仕組みづくり



《歴史的町並み景観》

【基本方針】

旧城下町の風情や落ち着いたある、町並み景観を守ろう

【方向性】

- ① 旧城下町の面影を残す、伝統的な町並みの保全
- ② 安全で快適な歩行者空間の創出
- ③ 歴史、文化資源を結ぶ散策ルートと、水辺や緑のネットワークを創出
(回遊性の確保)
- ④ 景観阻害要素となる電線類や屋外広告物などの排除やコントロール



《社寺・文化財周辺景観》

【基本方針】

社寺・城址などの歴史・文化資源が生きた景観を守ろう

【方向性】

- ① 史跡や歴史的建造物などと周辺緑地の一体的保全
- ② 散策ルートのネットワークを創出 (回遊性の確保)
- ③ 安全で快適な歩行者空間の創出
- ④ 歴史や文化の伝承、風物、祭りなどを生かしたまちづくり



(2) いきいきとした生活文化が感じられる街の景観を創っていこう

《中心市街地景観》

【基本方針】

本市の顔であり、市民の「誇り、愛着」の中心として美しく、やすらぎのある市街地景観を創ろう

【方向性】

- ① シンボル空間の創出と美しい都市景観軸の創出
- ② 電線類や屋外広告物などの排除やコントロール、緑化による快適でゆったりとした街路景観の創出
- ③ 建築物や屋外広告物の色彩のコントロールによる美しい調和のとれた都市景観の創出
- ④ 民地内緑化による潤いのある都市景観の創出



《駅前景観》

【基本方針】

地域の個性と親しみを感じさせる駅周辺の拠点景観を創ろう

【方向性】

- ① 建築物や屋外広告物の色彩のコントロールによる美しい調和のとれた駅前景観の創出
- ② まちの顔としての可児らしさが感じられる駅周辺景観の創出
- ③ 憩いが感じられる広場空間の創出
- ④ 空地に花や緑による緑化（暫定的な修景）を行い、「さびれ感」を感じさせない空間の創出
- ⑤ 大規模な駐車場などの緑化による緑豊かな空間の創出



《一般市街地景観》

【基本方針】

緑豊かで秩序ある市街地景観を創ろう

【方向性】

- ① 建築物や屋外広告物の色彩のコントロールによる美しい調和のとれた都市景観の創出
- ② 民地内緑化による潤いと親しみある景観の創出
- ③ 市街地に残る社寺林などの緑の保全活用



《工業市街地景観》

【基本方針】

緑の風景に調和する工業地景観を創ろう

【方向性】

- ① 自然景観に調和した建築物や工作物などのデザイン誘導
- ② 周辺の山並みへの眺望景観の保全
- ③ 緑化の推進による緑化空間の創出



《新住宅市街地景観》

【基本方針】

戸建住宅地としてゆとりとまとまりを感じさせる住宅地景観を創ろう

【方向性】

- ① 民地内緑化および街路緑化などによる自然景観に調和した住宅地景観の創出
- ② 周辺樹林地の保全と適切な管理
- ③ 心地良く歩ける生活道路や街路空間の創出



《沿道商業地景観》

【基本方針】

賑わいの中にも落ち着きを感じさせる沿道景観を創ろう

【方向性】

- ① 大規模な駐車場などの緑化による緑豊かな空間の創出
- ② 建築物の色彩コントロールによる美しい沿道景観の創出
- ③ 屋外広告物の集約化、色彩や大きさなどのコントロールによる美しい沿道景観の創出



(3) 市民・事業者・行政が協働して新たな「ふるさと可児」の「景観まちづくり」に取り組んでいこう

《ルールづくり》

【基本方針】

建築行為、開発行為などのルールをつくろう

地域の特性に配慮した個別のルールをつくろう

【方向性】

- ① 既存の景観に関するルールの継承
- ② 景観形成に関する景観法以外の法制度の活用
- ③ 地域住民の主体的な取り組みによる地域独自のルールづくりへの支援
- ④ 公共施設整備に関する景観ガイドラインの作成



《市民参加》

【基本方針】

景観に関心を持つ

身近なことから始めよう

個人として、地域として、グループとして取り組んでいこう

【方向性】

- ① 景観講演会、イベント、景観教育などの実施およびPR
- ② 公共施設整備計画立案への市民参加
- ③ 景観形成に寄与する市民、団体、事業者に対する表彰
- ④ 景観形成に寄与する建築行為などに対する助成制度
- ⑤ 地域住民などによる景観形成団体の活動支援および人材の発掘
- ⑥ 市民活動団体のネットワーク形成に対する支援（場づくり、情報提供など）
- ⑦ 企業に対する「景観まちづくり」への積極的参加の促進



第5章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

1. 行為の制限とは

行為の制限は、景観計画区域内で行う建築行為などに対し、届出などによる規制誘導によって、良好な景観形成を図っていくものです。届出された内容が、景観計画で定めた景観形成基準に適合しない場合は、申請者に勧告することができます。

これは、建築物など目に見える対象物を適正に誘導していくものであり、景観形成によるまちづくりを進めていくためのハード的な手法であるといえます。

本市においても行為の制限を「景観計画」の基本理念、基本テーマを実現していくための重要項目として計画に位置付け、適正な規制誘導を図っていきます。

許可制ではなく届出制としたことは、景観が長い年月をかけて少しずつ形成されていくものであること、市民の生活や経済活動などに支障を来たすような過度の制限はなじまないこと、さらに、地域住民のまちづくりの考え方に合わせて制限を強化していくことも可能であることなどによります。

2. 行為の制限を設けるにあたっての考え方

「景観計画」において、行為の制限を設定するにあたっての考え方を、次のとおり整理しました。

- 市民が住みやすさを実感でき、住み続けたいまちにしていくために、市民の「住環境」を考えた行為の制限とします。
- 景観という基準による初めての規制誘導策の導入であるため、市全域に行為の制限を設け、地域でのルールづくりのきっかけとします。
- 自然、歴史景観の保全、街並み景観の改善・創出など、本市の特性を踏まえたものとします。
- 市民意識調査結果からも重要度の高い「緑化」を重点項目とします。
- 詳細な行為の制限については、地域住民の合意形成を十分に図りながら設けていきます。

3. 「景観計画」における行為の制限

前述した考え方にに基づき、「景観計画」における行為の制限は次のとおりとします。

① 大規模建築物・工作物の高さ、形態意匠の制限、緑化の義務を定める

景観形成に影響を与えると思われる大規模な建築物・工作物について、高さやデザイン、色の基準を定め、きちんとした景観形成を図っていきます。

また、大規模な建築物について緑地の設置義務を課し、緑豊かな景観形成を進めていきます。

② 大規模な土地の形質変更、土石の採取における緑化義務などを定める

建築物の建築を伴わない大規模な行為についても緑化義務を課し、緑化による景観形成を進めていきます。

※ 本計画における行為の制限は、市域全体に景観に影響の大きい大規模行為をきちんと誘導しながら景観形成を図っていく内容としました。

本市の「景観計画」では、より詳細で、地域にふさわしい行為の制限は、全体計画の中で規定するものではなく、それぞれの地域で市民の皆さんと十分に話し合いながら、地域ごとのあるべき景観像を考える中で定めていくべきものであると考えています。

特に、本市は周囲を取り囲む山々の緑が自然と視線に入ってくることが特徴であり、これらの緑の眺望を高層建築物が建つことにより損なわれないようにすることが必要であると考えます。景観法成立のきっかけとなった全国で起こったマンション建設訴訟の例なども考慮しながら、**良好な住環境の確保や眺望の確保などのために建築物の高さの詳細な制限が地域で検討されるよう、働き掛けていきます。**

景観法では、地域別計画として「景観重点地区」「景観地区」「景観協定」などの手法が用意されており、詳細な行為の制限についてもこれら地域別計画を策定する過程で検討していくことが必要です。

本市は「**市民参画と協働のまちづくり条例**」を施行し、**進むべき土地利用の方向性を地域住民との協働により決定していくことを施策の方針**としており、景観計画における規制誘導策の導入もこうした流れとの整合を図っていくこととします。

4. 大規模行為の制限

大規模行為について届出の対象となる行為と良好な景観形成に必要な景観形成基準を以下のように定めます。

【建築物の建築】

届出対象行為		
新築 増築 改築 移転	① 高さが10mを超える建築物 ② 事業区域面積が1,000㎡以上の敷地にある建築物 * 増改築については行為後の規模とする * 新築については特定届出対象行為とする	
(外観の) 修繕 模様替え 色彩変更	変更面積が外観の過半となる ① 高さが10mを超える建築物 ② 事業区域面積が1,000㎡以上の敷地にある建築物	
景観形成基準		
高さ	周囲に圧迫感を与えない高さとし、地域の景観と調和したものとする。	
形態意匠	色彩	けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。 色相、明度、彩度はマンセル値を用い、基準は後述のとおりとする。
	形状	周辺の景観と調和したものとする。
緑化	事業区域面積1,000㎡以上3,000㎡未満の敷地においては既存樹木の保全を含め開発区域面積の3%以上の緑地を確保すること。 緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置すること。 緑地にはできる限り郷土樹種または在来樹種を植栽すること。	

【工作物の新設】

届出対象行為		
新設	建築基準法施行令第138条第1項第2号に掲げるもののうち鉄柱で高さが20mを超えるもの 建築基準法施行令第138条第1項第3号に掲げるもののうち広告塔、広告板で高さが13mを超えるもの 建築基準法施行令第138条第1項第5号に掲げる擁壁で、高さが5mを超えるもの	
景観形成基準		
形態意匠	色彩	けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。
	形状	周辺の景観と調和したものとする。

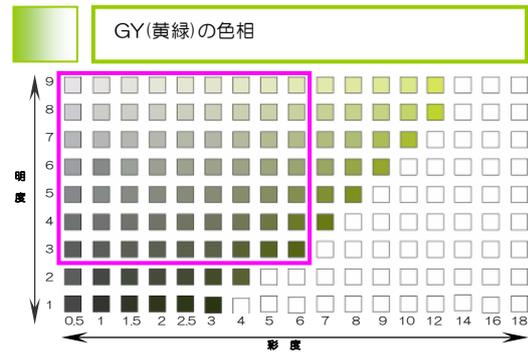
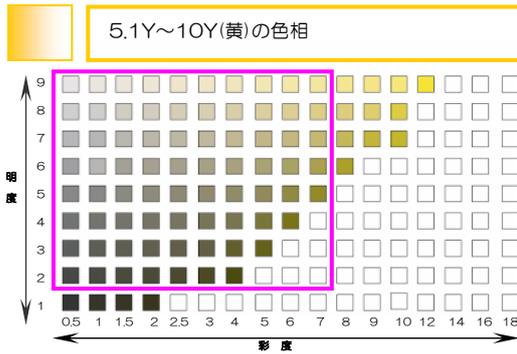
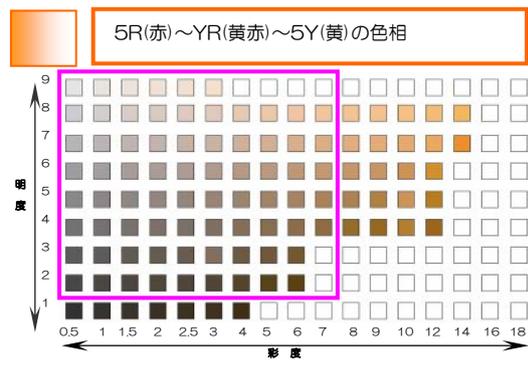
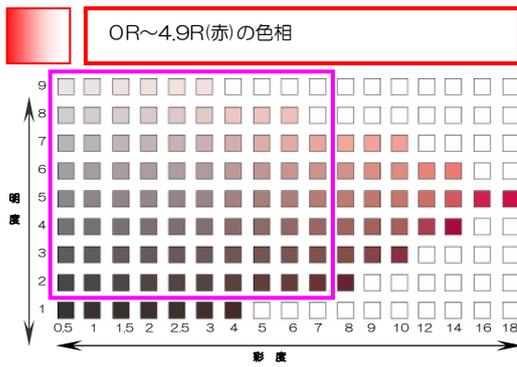
【土地の形質変更】

届出対象行為	
事業区域面積が 3,000 m ² 以上のもの (都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を除く)	
景観形成基準	
緑化	既存樹木の保存および活用または代替緑化に努める。

【土石の採取】

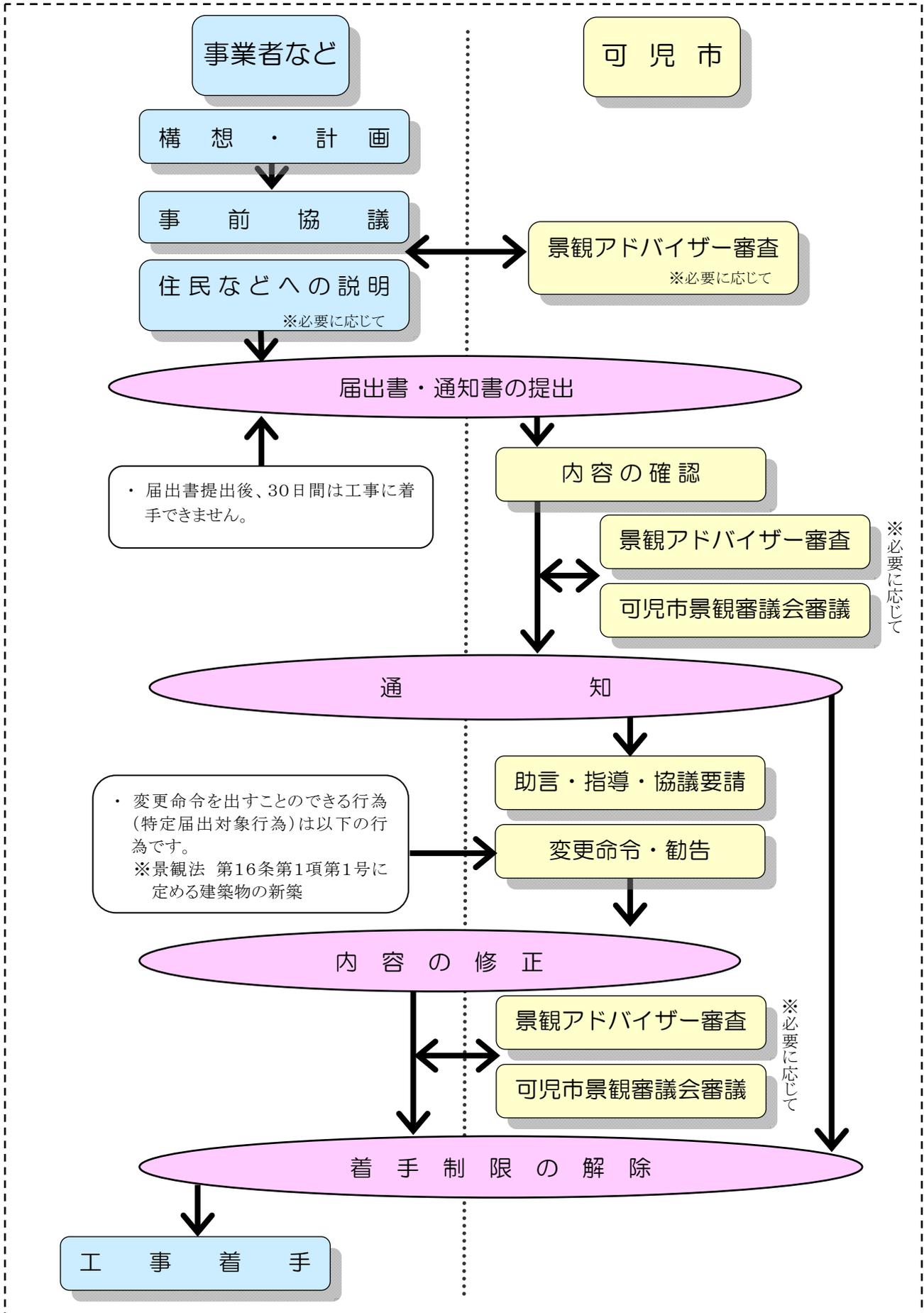
届出対象行為	
事業区域面積が 3,000 m ² 以上のもの	
景観形成基準	
遮へい	事業実施中はできる限り周囲から見えないよう配慮する。
緑化	事業終了後は周囲の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努めるとともに、緑化推進を進める。

※色彩の基準



届出の流れ

「市民参画と協働のまちづくり条例」において、地域住民などに事業内容を説明し、理解が得られたものを原則として対象とします。



第6章 景観重要建造物および樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

1. 景観重要建造物および景観重要樹木の指定について

市内には、歴史的・文化的価値が高い建造物や各地域で広く親しまれているデザインが優れた建造物などが数多くあります。

また、市内には長い時間をかけて生まれ、地域住民の生活に親しまれてきた巨木、名木、社寺林などが点在しています。

景観行政団体は、景観計画に定められた指定方針に即して、景観上よく調和し、シンボルとなるような外観の優れた建築物や工作物、樹木を、景観重要建造物または景観重要樹木として指定することができます。

ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は景観法の指定の対象とはしません。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定しようとする場合は、あらかじめ当該建造物および樹木の所有者の意見を聴取することになっています。また、これらに指定された場合、所有者に適正な管理義務が課せられるとともに、現状変更の規制が併せて課せられることになります。

2. 景観重要建造物の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞きながら、順次景観重要建造物に指定していきます。

- 市民に親しまれ、シンボリック存在となっているもの
- 美しい形や優れた技術が見られるもの
- 再び造ることができないもの

(イメージ写真)



3. 景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞きながら、順次景観重要樹木に指定していきます。

- 市民に親しまれ、シンボリック的存在となっている樹木
- 優れた樹形のもの
- 自然の偉大さを教えるとともに安らぎを与えてくれる樹木
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

(イメージ写真)



第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第8条第2項第5号ロ)

市民に親しまれ、また景観形成上、大きな影響を与えると考えられる公共施設について、当該公共施設の管理者（市だけでなく県や国）と協議し、景観重要公共施設に指定していくことを検討します。

●景観重要公共施設に位置付けることが考えられる施設(候補)

● 多くの市民に親しまれている、あるいは利用者が多いもの

- 公園（花フェスタ記念公園、可児市運動公園） ほか
- 駅前広場（西可児駅、可児駅） ほか

● 本市の景観軸として重要と考えられるもの

- 河川（木曾川、可児川、久々利川） ほか
- 道路（国道41号、248号、21号、県道多治見・八百津線） ほか

● 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備、維持管理にあたっては、「可児市公共施設等デザインマニュアル」（平成11年3月策定）を活用し、周辺の自然環境に調和し、地域特性に配慮したものとします。

第8章 景観形成重点地区(候補地)の選定

市内には特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区（以下「景観形成重点地区」という。）が、数多く存在しています。

ここでは、景観形成重点地区（候補地）の選定方針を定め、それらの方針に該当する地区を候補地として選定します。

これらの候補地の中で、早急に景観形成重点地区として、きめ細かいルールを定める必要がある地区、住民の「景観まちづくり」に対する意識が高い地区については順次、景観形成重点地区の指定に向けて取り組んでいきます。

1. 地区選定の考え方

● 特徴的な歴史的景観や祭り、風習が残っている地域

木曾川沿いや街道沿いといった道や川は、昔から続く交通路として一部姿を変えていますが、今も歴史的な資源や趣が残っています。また、市内には多くの歴史的遺跡や城跡、社寺仏閣を見ることができ、歴史と文化が感じられます。

歴史ある神社では、固有の祭礼も多く見られ、市指定無形民俗文化財に指定された白鬚神社の流鏝馬祭や久々利八幡神社の大祭など、地域にとって大切な祭礼として、現在も受け継がれています。同様に、市内には瓦屋根、土蔵、土塀など落ち着いた趣きのある家屋が残る集落が今もあり、まとまりを持った集落では竹林、社寺などが調和し、歴史性と現在まで続く継続性（生活感）が感じられ、印象深い景観となっています。こういった歴史的に形あるものや、伝統、文化といったものと古いたたずまいを有する集落が融和して残る場所は、良好な景観の形成が重要であると言えます。

候補地：久々利地域、兼山地域、土田白鬚神社周辺 ほか



● **本市の特徴的な自然景観が残っている地域**

本市全体が良好な緑に包まれていると感じられるように、現在ある自然の財産を保全し、活用することが大切です。

その中でも他市には無い、特徴的で、シンボリックな水辺や緑がある場所は、その財産である自然を活用し、守ることが良好な景観の形成上、大切であると言えます。

候補地：木曾川左岸、可児川沿い、兼山^{とろ}瀬、鳩吹山、浅間山、古城山 ほか



● **洞や田園などの生活文化的な景観が残っている地域**

本市の特徴的な景観である洞には、現在も良好な里山景観が残されています。また、この洞が八手状に連続しているところが本市の独特の景観です。各洞には小河川が流れ、田園、背景にある樹林と調和した低層家屋による集落など、これらが一体となり趣きのある景観を創造しています。これらは、地域の個性が残る地区として重要であると言えます。

候補地：洞（中郷川、久々利川、姫川、谷迫間川、横市川、矢戸川、石原川沿い）ほか



● 多くの市民に親しまれる、あるいは利用者が多い地域

市街地の中にそのままの自然を持ち込むことは現実的には困難であり、自然にとっても人間にとっても馴染みません。しかし、本計画のテーマにもある自然環境との『共生』を目指し、民地内のベランダ緑化や、建物外構の緑化などによる建物と緑の一体化、周辺の山林や丘陵地への眺望景観の維持など、多様な共生の方法があると思われます。

このような共生都市を目指す本市では、人々が多く集まる市街地においても、自然との共生を目標にした新しい緑の空間の創造が良好な景観の形成上、重要であると言えます。

候補地：坂戸、下恵土の沿道商業地域、可児駅周辺、西可児駅周辺 ほか



● 地域で「景観まちづくり」が進んでいる、あるいは進めようとしている地域

本市では「市民参画と協働のまちづくり条例」を施行し、進むべき土地利用の方向性を地域住民との協働により決定していくことを施策の方針としており、「景観まちづくり」も地域住民との協働で進めていく必要があると考えています。

これまでに本市では「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」、「環境基本計画」などにおいて『地域からのまちづくり』が述べられており、現在もさまざまな活動が、地域や団体において、多数の市民参加で進められています。

こういった上位・関連計画によるまちづくりが進められようとしている、あるいは進められている場所は、景観への配慮も期待でき、また地域住民の景観に対する意識が高いと思われるため、良好な景観の形成が重要な場所でもあると言えます。

候補地：広見東部地域、桜ヶ丘ハイツ地域、その他の地域

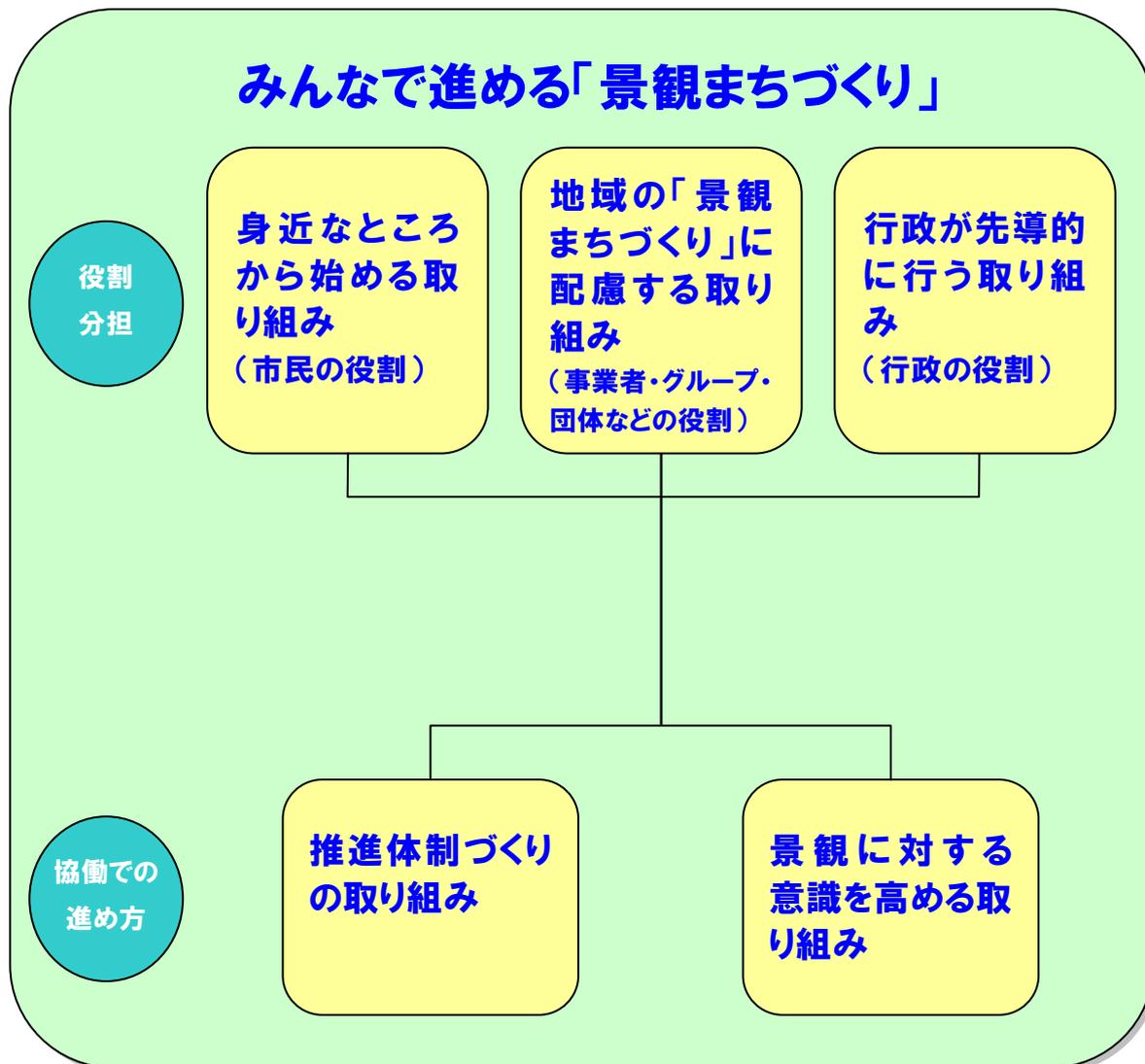


第9章 「景観まちづくり」の推進(実現化方策の検討)

1. 「景観まちづくり」の取り組み

「景観計画」では、良好な景観に市民が愛着と誇りを持ち、恵まれた豊かな水や緑にふれあい、本市に暮らしている誰もが「ふるさと可児」を実感できるよう「景観まちづくり」を進めていきます。

「景観まちづくり」を進めるにあたっての取り組みは次のとおりとします。



① みんなで進める「景観まちづくり」

■ 協働による「景観まちづくり」

より良い景観の形成によるまちづくりは、市民・事業者・行政が相互に役割を認識し、理解、協力を図りながら「協働」により推進していくことが大切です。

本市では、こうした考え方を基本として「景観まちづくり」を市民みんなで進めていきます。

■ それぞれの役割

市民の役割

市民一人ひとりが「景観まちづくり」の主役であることを認識し、身近なことから景観をより良くしていくことを生活の一環として実践していくことが大切です。そして、一人ひとりの活動をグループ単位、地域単位へとどんどん広げていきましょう。

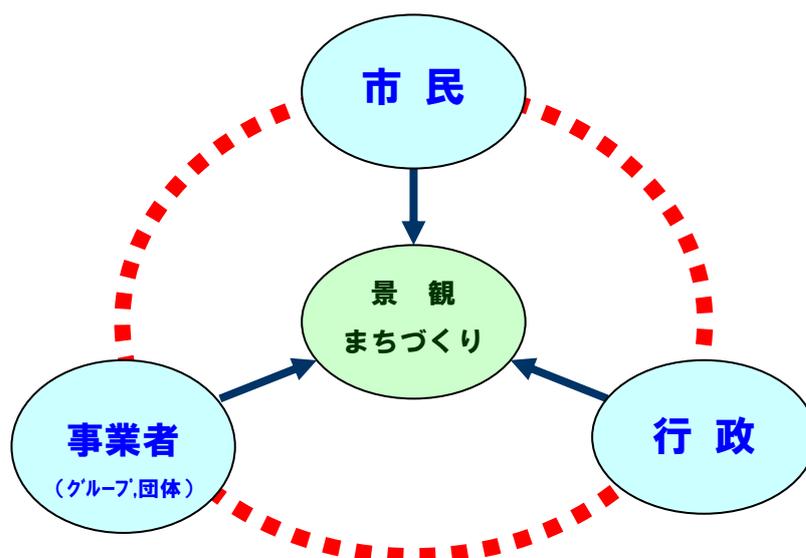
事業者、グループ、団体などの役割

それぞれの活動を通じて「景観まちづくり」を推進していくことを認識し、各地域の状況を踏まえながら景観形成に積極的に関わっていくとともに、市民活動への参加や地域の「景観まちづくり」への配慮を積極的に行っていくことが大切です。

行政の役割

「景観まちづくり」をコーディネートしていく立場として、市民・事業者の意向を十分に踏まえながら、さまざまな施策を積極的に展開していく必要があります。

また、「景観まちづくり」を推進するための環境を整え、情報発信や参加の機会を提供していきます。



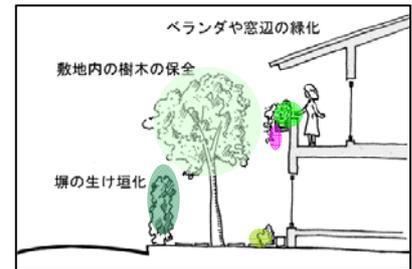
「景観まちづくり」推進のイメージ

② 身近なところから始める取り組み(市民の役割)

「景観まちづくり」は難しいことではありません。一人ひとりが身近なことから少しずつ取り組んでいくことが大切です。

■ 身近な緑化、美化をしよう！

自宅の玄関先を花で飾る、庭に中高木を植える、ブロック塀を生垣などにするなど一人ひとりが積極的に緑化を進めていきましょう。また、自宅前や近所周辺のごみや空き缶を拾うなど、美しいまちづくりを推進していきましょう。



■ 地域の緑化、美化活動に参加しよう！

地域の緑化、美化活動として「花いっぱい運動」に参加したり、グループ単位、自治会単位で花壇や里山の整備をしたりして、緑豊かで快適なまちづくりを進めていきましょう。また、違法看板やはり紙などの除却活動への参加なども大切な取り組みです。

- 「花いっぱい運動」への参加
- 環境保全活動への参加
- 「屋外広告物簡易除却協力員制度」への参加

■ 公共施設の整備や管理に参加しよう！

道路や公園など公共施設の整備や管理について、市民（利用者）の立場で積極的に参画していきましょう。

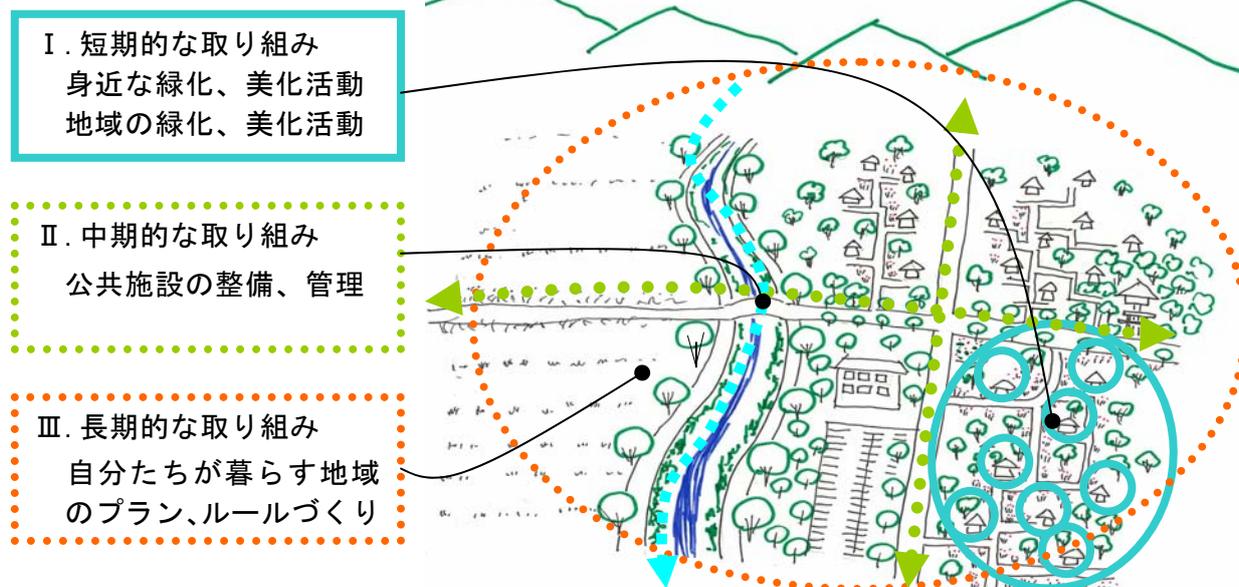
- ロードサポーター事業への参加
- 歩行者ネットワーク構築事業への参加
- 『緑の基本計画』に基づく緑のまちづくり施策への参画
 - ・ 市民緑地、緑化重点地区の指定推進
 - ・ 市民農園を軸とした市街地農村交流システムの構築
 - ・ 散策路ネットワークの整備

■ 地域のプラン、ルールを考えてみよう！

自分たちが暮らす地域ごとに十分話し合いながら計画づくりやルールづくりをし、快適で誇りの持てる「景観まちづくり」を進めていきましょう。

- 景観形成重点地区の指定
- 景観地区、景観協定地区の指定

取り組みのイメージ



③ 地域の「景観まちづくり」に配慮する取り組み(事業者・グループ・団体などの役割)

事業者は、地域の景観特性に配慮し、尊重したものにする必要があります。個々の事業者がそれぞれ特色を出すのではなく、全体としてまとまりのある地域景観の中で、事業者独自の特色を出すことが求められます。

■ 建物の色彩

大規模な商業施設や、企業ロゴマークを持つ事業者などの中には、周辺景観に関係なく派手な色使いを用いる事例も見られます。こういった大規模な施設は景観への影響も大きく、地域独自の景観を壊してしまうことがあり、地域に馴染む色彩とすることが必要です。

■ 駐車場の緑化

大規模な集客施設などが幹線道路沿いに立地されている場合、むきだしの駐車場がよく見られます。緑の多い地域、少ない地域においても大規模な駐車場については外構のみならず、駐車場内においてもできる限り緑化し、地域の景観形成に対する貢献が必要です。

■ 地域の「景観まちづくり」への支援

地域において「景観まちづくり」が行われる場合には、積極的な協力が必要です。

④ 行政が先導的に行う取り組み(行政の役割)

行政(市)は、景観行政を先導的に推進していく立場です。それぞれの部局において行政施策として「景観まちづくり」を積極的に展開していくことが求められます。

■ 「公共施設等デザインマニュアル」の活用

道路、公園、河川、公共建築物などの公共施設は、地域の景観形成の基本となっています。公共施設整備に際しては、「可児市公共施設等デザインマニュアル」(平成11年3月策定)を活用し、景観に配慮した公共施設整備を積極的に推進していきます。

また、公共事業における景観配慮に関するチェック体制を整備していきます。

■ 自然・歴史・文化的資源の保全および案内

本市の景観を特徴づけている貴重な自然的景観や歴史文化的景観を各種法令、制度、計画などにに基づき、景観担当部局だけでなく各部局で積極的に保全し、広く市民に案内していきます。

- 歴史文化的資源のデータベース化の推進

■ 助成・支援制度の導入

市民(個人・グループ・地域)、事業者が行う景観に関する活動を積極的に応援していくために、景観形成重点地区における助成制度や支援制度の導入を検討していきます。

- 緑化補助制度の導入検討
- 景観活動助成制度の導入検討
- 景観アドバイザー派遣制度の導入検討
- 「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」の啓発と地域ごとの計画づくりとルールづくりの支援

⑤ 推進体制づくりの取り組み

市民・事業者・行政の協働による「景観まちづくり」を推進するために、行政内部における関係部局間の連絡体制を整えるとともに、市民などを交えた推進体制を整えていきます。

■ 景観審議会、景観推進調整会議の設置

「景観まちづくり」を推進していくために、市民、学識経験者、各種団体代表による「景観審議会」を設け、景観計画の進行管理と景観計画策定後の重要事項の審議をしてもらいます。また、景観に関わる施策や事業を総合的に調整する行政内部組織として「景観推進調整会議」を組織していきます。

■ 景観アドバイザー制度の充実

「都市景観基本計画」に基づき、平成12年度から実施している景観アドバイ

ザー制度は公共施設整備の指針として一定の成果を挙げていますが、さらに充実させ、市民により身近なものとしていきます。

■ 市民活動支援窓口の一元化の検討

さまざまな市民活動に対して、行政の支援が部局ごとに行われているため、市民にとって分かりにくくなっています。支援窓口の一元化などを市全体で検討していきます。また、「景観まちづくり」の活動団体のネットワークづくりも積極的に進めていきます。

⑥ 景観に対する意識を高める取り組み

市民・事業者・行政が一体となって進める必要がある「景観まちづくり」ですが、景観に対する市民の関心は、まだまだ低い状況です。

より良い景観が将来にわたって、市民共有の財産となるようにするためには、多くの市民が景観資源の価値を知り、理解することが何よりも大切です。その『知る』『実感する』ための“きっかけづくり”を行政が支援していきます。

■ 景観教育・景観学習の実施

学校教育の場や生涯学習の場において、景観に関する学ぶ機会を提供し、「景観まちづくり」への関心を子供から高齢者まで広く高めていきます。また、「景観まちづくり」に係る人材の発掘や育成、交流を積極的に行っていきます。

- 学校教育、生涯学習における景観学習の推進
- 景観活動人材登録制度の導入検討

■ 広報・啓発活動の推進

さまざまな機会を通じて、市民の景観への関心を高めていきます。

- 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた啓発活動の充実
- 景観に関する講演会やシンポジウム、イベントの開催
- 景観表彰制度の導入検討

参考資料

1. 策定体制

可児市景観計画は、市の「景観まちづくり」を進める基本となるものであり、「可児市景観計画策定委員会」において審議し、市民、事業者の皆さんの合意形成を図りながら策定しました。

可児市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法(平成16年6月18日法律第110号)第8条第1項において規定する良好な景観の形成に関する計画(以下「計画」という。)の策定に関し、広く市民各層からの意見を反映させるため、可児市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

(1) 可児市景観計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体代表、公募による市民代表のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表するとともに委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

可児市景観計画策定委員会名簿

(敬称略)

職名	氏名	所属・役職等
委員長	松本直司	学識経験者（名古屋工業大学大学院教授）
副委員長	伊藤栄一	学識経験者（森のなりわい研究所代表）
副委員長	亀井栄治	学識経験者（名城大学都市情報学部教授）
委員	田口利和(H19) 伊藤邦男(H20)	可児市自治連絡協議会代表
委員	林 則夫	可児市観光協会会長
委員	加藤幸治	岐阜県建築士会可茂支部代表
委員	市原崇光	可児商工会議所代表
委員	藤岡正迪	岐阜県可児工業団地協同組合専務理事
委員	渡邊 悟	可児市農業委員会会長
委員	丸茂兼一	可児市文化財審議会代表
委員	鈴木秋人	可児青年会議所代表
委員	加藤礼子	岐阜県景観形成推進員代表
委員	大嶋美代子	兼山婦人の会代表
委員	加藤きく江	可児市生活学校代表
委員	丸山英子	NPO法人「生涯学習かに」代表
委員	高橋契代	市民公募委員
委員	月川 明	市民公募委員
委員	野澤順一	市民公募委員

事務局

職名	氏名
建設部長	中村 茂
建設部都市計画課長	片桐厚司
建設部都市計画課景観係長	田上元一
建設部都市計画課景観係主査	石原雅行
建設部都市計画課景観係主任	稲垣 勤

2. これまでの景観行政の動き

戦後～1960年代 風致保存、屋外広告物規制

1970～80年代 歴史的環境保全への取り組み：文化財保護法
 伝統的建造物群保存地区
 市街地環境保全への取り組み：都市景観形成モデル都市（建設省）
 都市計画法の地区計画制度
 都市景観条例（神戸市等）

※多くの自治体で都市景観計画策定・都市景観条例制定

年 月	可児市の動き	国・岐阜県の動き
平成2年	「可児市都市景観基本計画」 策定のための調査	
平成4年	都市景観行政推進に関する政策提言	
平成5年	「可児市都市景観シンポジウム」 開催	
平成6年	「可児市公共サイン基本計画」 策定のための調査	

平成11年	「可児市都市景観基本計画」策定 「可児市公共施設等デザインマニュアル」策定	
平成15年		美しい国づくり政策大綱 （国土交通省） 観光立国行動計画 （観光立国関係閣僚会議） 都市再生ビジョン（国土交通省）
平成16年6月		景観緑三法成立
平成17年4月		岐阜県景観基本条例施行
平成17年6月		景観法全面施行

3. 「景観計画」策定経緯

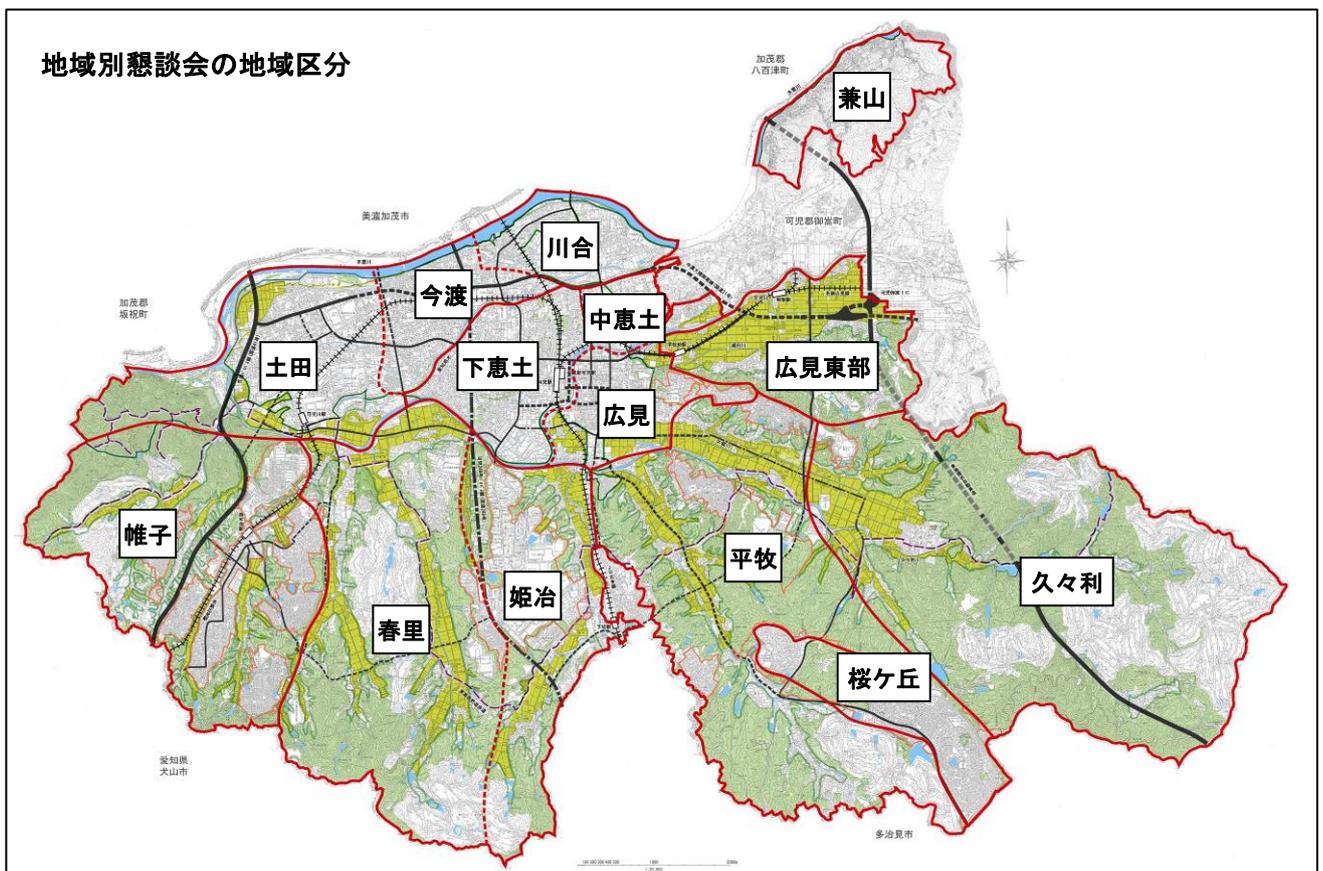
年月日	経緯	内容
平成17年 4月	都市計画課に「景観係」設置	
平成17年11月	可児市が「景観行政団体」となる	
平成18年 4月	「景観計画」策定事務開始	
平成18年 9月12日	市内小中学生アンケート調査 (小学校11校・中学校5校)	平成19年10月16日まで
平成18年 9月13日	ホームページによる可児市の景観 についての意見募集	平成19年 3月 8日まで
平成18年 9月19日	市民意識調査	平成19年10月15日まで
平成18年11月20日 ～12月17日	地域別懇談会 (9箇所 計10回)	景観資源の確認及び情報収集
11月29日	市内事業所アンケート調査	平成18年12月15日まで
12月 1日	写真コンテスト (可児市観光協会主催)	平成19年 2月 28日まで
平成19年 8月 2日	第1回景観計画策定委員会	目的、スケジュール、景観特性、課題等
8月17日	第1回都市づくり研究会	景観法、景観計画、理念、方針等
8月23日	第2回景観計画策定委員会	景観計画区域、市全体方針
9月21日	第2回都市づくり研究会	方針、行為の制限
9月25日	第3回景観計画策定委員会	方針、行為の制限：届出対象等、重点地域の 検討
10月18日	第3回都市づくり研究会	行為の制限
10月23日	第4回景観計画策定委員会	行為の制限：維持基準、重要建造物・樹木等
11月 7日	第4回都市づくり研究会	高さ規制、重要建造物・樹木、実現方策
11月13日	第5回景観計画策定委員会	実現化方策の検討・計画素案まとめ
11月30日	第5回都市づくり研究会	景観計画案
12月 4日	第6回景観計画策定委員会	景観計画案
平成20年 1月10日 ～1月31日	地域別説明会 (15箇所 計15回)	景観計画案、重点地区
平成20年 2月 8日	可児市都市計画審議会	意見聴取
平成20年 2月20日	第7回景観計画策定委員会	計画案とりまとめ
平成20年 3月17日 ～ 4月 7日	パブリックコメント	計画案に対する意見募集
12月19日	可児市景観計画決定	

4. 景観特性および課題(可児市景観基本計画基礎調査概要)

(1) 現地調査

本市における景観資源の実態を把握するために、現地踏査を行い、地域別懇談会の地域区分別と地域の景観の特徴別に整理しました。

- 帷子地域 : 市街地・低層住宅地・田園里山・自然景観
- 春里、姫治地域 : 田園里山・自然・河川・歴史的町並み・住宅地・工場地
沿道商業地景観
- 土田、今渡、川合地域 : 社寺文化財・河川・住宅地・眺望・自然・道路・沿道商業地
工場地景観
- 下恵土、中恵土、広見地域 : 市街地・住宅地・河川・眺望・社寺文化財・沿道商業地景観
- 平牧地域 : 田園里山・河川・住宅地・道路景観
- 兼山地域 : 歴史的町並み・集落地景観
- 桜ヶ丘地域 : 住宅地・沿道商業地
- 久々利地域 : 集落地・田園・沿道商業地・自然景観
- 広見東部地域 : 社寺文化財・河川・集落地・田園・道路・沿道商業地・
大規模公園景観



(2) 景観資源の解析評価

① 地域別懇談会

- ・ワークショップ形式で開催（9地域 計10回）→景観資源の確認及び情報収集
- ・地域の景観資源に対する地域住民の評価（愛着度、改善要求度等）及び地域住民が重視する眺望点と眺望対象を把握

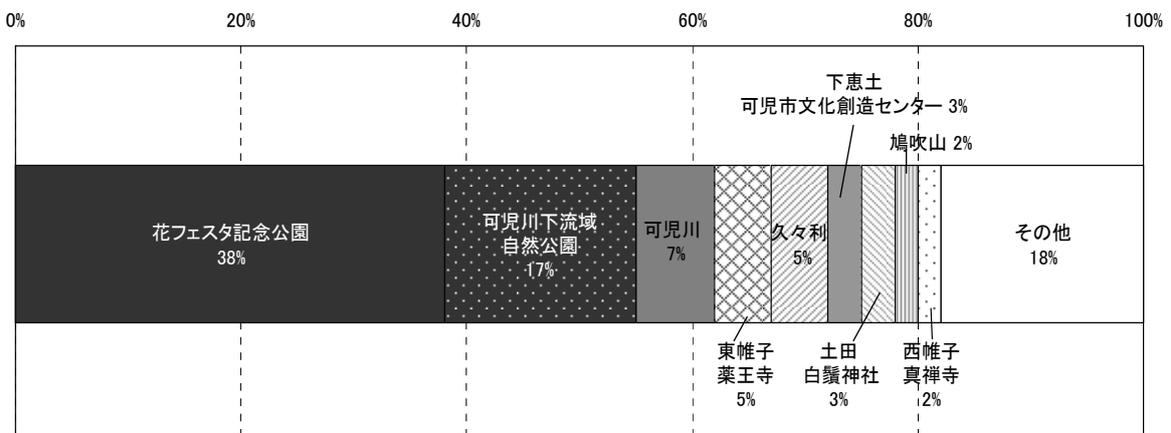
② 写真コンテスト

実施要領

- テーマ「とっておきの可児市を撮ろう！」
可児市は、山・川・花を有する表情豊かなまちです。
これらの自然景観の四季、街なみの風景、観光施設、祭り、史跡文化財など
可児市の観光を広く紹介、宣伝する写真を募集します。
- 応募期間：平成18年12月1日～平成19年2月28日
- 主催：可児市観光協会 後援：可児市・可児商工会議所

写真コンテストによる解析評価

- ・「花フェスタ記念公園」が撮影場所として最も多く 38%、次いで「可児川下流域自然公園」が17%
- ・ふるさと川公園、小淵ため池公園、可児やすらぎの森などの公園が撮影場所としてあげられています。
- ・河川では「可児川」が多く、可児川のふるさと川公園、鬼ヶ島、土田の跳ね橋付近が撮影場所としてあげられています。可児川以外では、横市川や兼山湊となっています。
- ・社寺では「東帷子の薬王寺」、「土田の白鬚神社」、「西帷子の真禅寺」が撮影場所としてあげられています。



- ・撮影された要素としては、「花（花壇含む）」が最も多く、撮影者の内 46%の人が撮影しています。次いで「人」が28%、「樹林、紅葉等」が25%となっています。
- ・撮影された写真を近景、中景、遠景で分類したところ、近景が全体の 59%、中景が32%、遠景が9%となっています。

③ ホームページによる意見募集

募集概要

- 本市のホームページにおいて、下記の内容で景観についての意見を募集しました。

市では、平成18年度から3年間かけ、「可児市景観計画」を策定します。この計画は行政だけではなく、市民の皆さん、事業者の皆さんと一緒につくりたいと考えています。そこで、皆さんからの意見や提案などをいただくため、アンケートを行います。

1. あなたの好きな市内の自然景観（山・河川・田園・樹木など）はどこですか？
2. あなたの好きな都市景観（街並み・建物など）はどこですか？
3. 市内の景観で、改善したほうがよい場所はどこだと思いますか？

- 募集期間

平成18年9月13日～平成19年3月8日

- 寄せられた意見 3件

意見の解析評価

- ・ ホームページに寄せられた意見が3件と少ない。
→ 広報の手法及び景観に関して、市民への啓発や意識高揚が重要。
- ・ 好きな自然景観の中で、「家庭菜園において作業にいそむ姿」があり、こういった作業風景を景観の一つとして、計画にどう組み込むかが課題。
- ・ 改善した方がよい場所として「竹林の手入れは、景観上だけでなく地域の安全面からも必要」とあり、これら竹林については、緑ではあるものの樹林地の健全性や、意見にあった安全性からも改善する必要があると思われます。ただし、これらの管理については継続性のある対策を行う必要があります、**管理手法についての検討**が課題。

④ 市民意識調査

平成18年度に行われた市民意識調査において、景観計画に係わる調査結果について抜粋加筆しました。抜粋加筆した項目は以下のとおりです。

- 2. 可児市のイメージについて（問8・9）
- 3. 市政全般について（問10）
- 5. 景観について（問14・15・16）
- 13. 地域活動とまちづくりについて（問31・32）
- 14. 環境について（問35）
- 15. 行政・今後の方向性について（問36）

調査の概要

- 調査対象：可児市在住の満16歳以上の男女
- 配布数：3,000件
- 回収数：1,918件
- 回収率：63.9%
- 調査期間：平成18年9月19日～10月15日（書面）
- 調査方法：調査票による本人記入形式
郵送による配布、回収
リマインド葉書一回送付

◆ 可児市のイメージについて

<愛着度>

- ・可児市への愛着度については、「非常にもっている」と「ある程度もっている」を合わせた**可児市への愛着・親しみのある人の割合は約8割**
- ・居住地区別にみると、可児市への愛着・親しみのある人の割合は、**久々利と広見西で9割以上と、他の地区に比べ高くなっています**。また、「非常にもっている」の割合は、**広見東と広見西で他の地区に比べ高くなっています**。

<居住希望>

- ・可児市での居住を希望する理由については、「住み慣れている」の割合が**59.3%**と最も高く、次いで「**緑が多く、自然環境や景観がよい**」の割合が**34.7%**
- ・年齢別にみると、「住み慣れている」の割合は、10歳代、20歳代で他の年代に比べ高く、「**緑が多く、自然環境や景観が良い**」の割合は、**50歳代、60歳代で他の年代に比べ高い**。
- ・居住地区別にみると、「**緑が多く、自然環境や景観がよい**」、「**住宅地の雰囲気や景観が好き**」の割合は、**桜ヶ丘ハイツで他の地区に比べ高い**。

◆ 市政全般について

<市政についての満足度と重要度の関係>

タイプⅠ：満足度は低い、重要度が高い

- 7. 地震や風水害などへの防災対策
- 19. 一人一人の子どもを大切にしたい幼児教育の充実
- 20. 保育施設やサポート体制などの子育て支援の充実
- 21. 障がい者（児）への支援
- 22. 高齢者への福祉サービスの充実
- 35. 効率的な行政運営
- 36. 市民の意見・提案が市役所に届く仕組み**

タイプⅡ：満足度が高く、重要度も高い

- 1. 生活道路（日常の生活で使う身近な道路）の整備
- 2. 幹線道路（市外および市内の広域的な移動に使う主要道路）の整備
- 4. 交通安全施設の整備充実（歩道・信号など）
- 5. 鉄道・駅の整備充実
- 8. 下水道・排水路などの生活環境整備
- 9. ごみの収集体制やリサイクルの推進
- 10. 自然環境の保全（山林・里山・農地・水辺など）**
- 13. 公園や緑地などの憩いの場の整備充実**
- 18. 小学校など学校施設の整備充実
- 23. 健康診断など保健サービスの充実
- 24. 病院など医療体制の充実
- 32. 市からの情報提供の充実**

タイプⅢ：満足度が低く、重要度も低い

- 6. バス路線の整備
- 12. 墓地・霊園の整備
- 14. 体育館やプールなどスポーツ施設の整備充実
- 15. スポーツをする機会の提供
- 25. 若者の定住化の促進
- 26. 公営住宅の整備充実
- 27. 中心市街地の整備**
- 28. 農業の振興**
- 29. 工業の振興
- 30. 商業の振興
- 33. まちづくりへの市民参加**
- 34. 市民活動への市の支援**

タイプⅣ：満足度は高いが、重要度が低い

- 3. 高速交通体系の整備促進（高速自動車の整備）
- 11. 景観・デザインに配慮したまちづくり**
- 16. 生涯学習や文化活動の機会の充実
- 17. 図書館・美術館など文化・芸術施設の整備充実
- 31. 公民館などコミュニティー施設の充実

◆ 景観について

<景観の良い場所>

順位	項目	回答数 (件)	割合 (%)	順位	項目	回答数 (件)	割合 (%)
1	花フェスタ記念公園	428	22.3	11	西可児駅周辺	13	0.7
2	鳩吹山	315	16.4	12	日本ライン今渡駅周辺	7	0.4
3	臈ヶ丘・桜ヶ丘・桂ヶ丘などの住宅地の街並み	108	5.6	13	坂戸周辺	6	0.3
4	木曾川	103	5.4	14	広見東部周辺	6	0.3
5	可児やすらぎの森	78	4.1	15	下恵土大規模店周辺	5	0.3
6	久々利の街並み	58	3.0	16	可児駅周辺	3	0.2
7	可児川	38	2.0	17	可児川駅周辺	3	0.2
8	小渕ため池	35	1.8		無回答	663	34.6
9	市役所周辺	32	1.7		有効回答数	1918	—
10	兼山瀬	17	0.9				

＜景観の良くない場所＞

順位	項目	回答数 (件)	割合 (%)	順位	項目	回答数 (件)	割合 (%)
1	可児駅周辺	299	15.6	11	花フェスタ記念公園	11	0.6
2	日本ライン今渡駅周辺	288	15.0	12	可児やすらぎの森	9	0.5
3	可児川駅周辺	88	4.6	13	皐ヶ丘・桜ヶ丘・桂ヶ丘などの住宅地の街並み	8	0.4
4	可児川	72	3.8	14	木曾川	6	0.3
5	西可児駅周辺	60	3.1	15	鳩吹山	3	0.2
6	下恵土大規模店周辺	48	2.5	16	久々利の街並み	1	0.1
7	坂戸周辺	44	2.3	17	兼山瀨	1	0.1
8	市役所周辺	28	1.5		無回答	923	48.1
9	小渕ため池	15	0.8		有効回答数	1918	—
10	広見東部周辺	14	0.7				

＜眺望＞

- ・場所については、遠くの景色を眺めることができる小高い場所が多くあげられています。特に鳩吹山は310件と、他の場所に比べ多くなっています。
- ・風景については、自然の風景がほとんどを占めていますが、可児市内の景色についても178件と、2番目に多くなっています。

＜場所＞

順位	項目	回答数(件)
1	鳩吹山	310
2	自宅	45
3	太田橋	25
4	中濃大橋	23
5	浅間山	18
6	新太田橋	17
6	やすらぎの森	17
7	道	15
8	虹ヶ丘	13
9	川合公園	11
10	国道248号	9

<風景>

順位	項目	回答数(件)
1	木曾川の流れや周辺の風景	194
2	可児市内の景色	178
3	御岳山、鳩吹山などの可児市から眺めることができる山々	114
4	可児川の流れや周辺の風景	34
5	夕日や夕暮れなど	19
6	桜や桜並木	18
6	その他の川	18
7	街並み	16
8	田園風景	14
9	広見	9
10	桜ヶ丘	6

<景観の良いまちづくりのための取り組み>

- ・「市民のマナーの向上（ゴミのポイ捨てをやめるなど）」のポイントが 1.74 と最も高く、次いで「緑化推進と緑地保全の取り組み」のポイントが 1.28、「道路や沿道、公共施設の景観整備」のポイントが 1.08 となっています。
- ・地区別にみると、桜ヶ丘ハイツで、他の地区に比べて全体的にポイントが高く、特に、「地域の美化活動（花壇づくりなど）・清掃活動などへの市民の参加」、「建物（店舗・住宅など）のデザイン・色彩などの規制」、「建物（店舗・住宅など）の高さの規制」、「基準・ガイドラインの作成などで建物等のデザインの誘導」、「景観に寄与している建築物や樹木の重要景観物としての指定」、「景観意識を高める啓発活動・情報提供」のポイントについては、それぞれ他の地区に比べ最も高くなっています。

<住みよいまちづくりを進めるために整備すべき条件>

- ・「市の施策や事業に関する情報を市民に積極的に提供する」の割合が 28.7%と最も高く、次いで「まちづくりに関する意見や要望を述べることができるシステムをつくる」の割合が 17.0%となっています。

⑤ 小中学生アンケート

調査の概要

- 調査対象：可児市内の公立小中学生（小学校5年生、中学2年生※1学校当たり1クラス）
- 回収数：490人（小学生337人、中学生153人）
- 調査期間：平成18年9月12日～10月16日
- 調査方法：調査票による本人記入方式、各学校で配布回収し、市へ郵送

学校名（地域名）	回収数（人）	学校名（地域名）	回収数（人）
①今渡南小学校（下恵土）	25	①蘇南中学校（今渡）	36
②土田小学校（土田）	30	②中部中学校（広見）	36
③帷子小学校（帷子）	40	③西可児中学校（帷子）	32
④春里小学校（春里）	30	④東可児中学校（桜ヶ丘）	27
⑤旭小学校（平牧）	28	⑤広陵中学校（帷子）	22
⑥東明小学校（久々利）	33	中学生 小計	153
⑦広見小学校（広見）	35		
⑧南帷子小学校（帷子）	34		
⑨桜ヶ丘小学校（桜ヶ丘）	30		
⑩今渡北小学校（今渡）	38		
⑪兼山小学校（兼山）	14		
小学生 小計	337		
合計			490

<「気持ちが良い、好きな風景（眺め）」>

- ・小中学生が「気持ちが良い、好きな風景（眺め）」は**緑に係る内容（緑が多い、緑が豊かなど）が小中学生ともに一番多く**、小学生36%、中学生27%が記述しています。
- ・大分類して見ると「自然系」の要素が突出して多く、小学生72%、中学生66%が記述。また、**田畑などの「人為的自然系」は全体で5%と少なく**、都市的な要素（まち、市街地等）は皆無。

<「好きだと感じる風景の視点場」>

- ・気持ちが良い、好きだと感じる風景の視点場は「**自宅**」が小学生13%、中学生11%、「**鳩吹山**」が小学生13%、中学生10%と他に比べて特に多くなっています。

<「小中学生が好きでないと感じる風景」>

- ・好きでないと感じる風景は「**川や池などが汚れているところ**」（89%）、「**ごみのポイ捨てが多いところ**」（88%）、「**自然が少ない（減っている）ところ**」（74%）の順で多くなっています。

<イメージマップ>

- ・イメージマップに書かれた要素として**道路、山、家、田、木、川**の順で多くなっています。
- ・固有名称或いは特定できるものは、木曾川、鳩吹山、可児川、身隠山、国道21号線、鉄広見線等。

⑥ 事業者アンケート

調査の概要

- 調査対象：可児市内事業所
- 抽出方法：「ビジネスタウンページ岐阜県版（738件記載）」より多くの事業所数が記載された「デイリータウンページ中濃版」を使用し、業種ごとに抽出。
- 回収数：92 / 200社（46%）
- 調査期間：平成18年11月29日～12月15日
- 調査方法：調査票による本人記入方式。記入後、市へ郵送。

<可児市の景観について>

- 自然景観・・・ 38%～70%と比較的「良い」「まあまあ良い」と感じている事業者が多くなっていますが、「坂戸、広見地域の可児川の景観」については17.4%（16社）と少なく、逆に「良くない」「あまり良くない」という意見が39.2%（36社）と多くなっています。
- 田園景観・・・ 久々利地区は44.5%（41社）が「良い」「まあまあ良い」と答えています。広見東部は28.2%（26社）と少ない結果になっています。但し、「良くない」「あまり良くない」という意見も少なくなっています。
- 市街地景観・・・ 全体的に「良い」「まあまあ良い」という意見は少なく、「可児駅周辺の市街地景観」、「国道21号、41号、248号等の沿道景観」を「良くない」「あまり良くない」と感じた事業者が多くなっています。

<景観の良いまちづくりのため、次の取り組みについて>

- ・特に「マナーの向上(ゴミのポイ捨てをやめるなど)」、「緑地推進と緑地保全の取り組み」、「道路や沿道、公共施設の景観整備」が必要であるが、80%を超えています。

<景観の良いまちづくりのための貴社の取り組み状況について>

- ・清掃の中で、『敷地外の清掃を行っている』と答えた事業所は14社ありました。
- ・花壇づくり、手入れの中で、『敷地外の花壇づくり、手入れを行っている（花いっぱい運動への参加）』と答えた事業所は5社ありました。

⑦ 景観形成上の課題

■ 住民の声（地域別懇談会）からの課題

景観の種類		景観形成上の課題
自然地域の景観	山地丘陵景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳩吹山や古城山など良好な視点場からの眺望景観の保全 ・ 鳩吹山や古城山などの緑地保全 ・ 歴史的な景観資源の残る区域周辺の緑地保全 ・ 公園（可児やすらぎの森など）周辺の緑地保全 ・ 鳩吹山から南西にかけて犬山市側も含めた緑地保全 ・ 竹林及び山林の適正な管理 ・ ため池景観の保全 ・ 散策路及び歩行者ネットワークの創出
	里山・田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂戸の農地の中でも沿道商業地周辺は農地の保全 ・ 洞（農地、樹林地、河川等）の眺望景観の一体的保全 ・ 木曾川沿いの農地（土田）の保全 ・ 休耕田の改善 ・ 子供が自然と触れ合える場として農地活用の取り組み ・ 市民参加による里山管理の仕組み作り
	河川景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可児川の渓谷美の保全と周辺散策路によるネットワークの創出 ・ 良好なため池景観（三ツ池など）の保全 ・ 木曾川、可児川、洞の川沿いに散策できるネットワークの創出 ・ 自然景観に馴染む護岸形態への改善 ・ 可児川の水質改善及び水量確保 ・ 木曾川沿いの歴史的資産の保全 ・ 美濃加茂市側からの眺望を良くするために観光道路の桜を保全し、川沿いに桜を補植 ・ 愛知用水から市街地への眺望景観の保全 ・ 兼山瀨や兼山湊の景観保全 ・ 橋からの眺望景観の保全
歴史的地域の景観	歴史的町並み景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街道景観の保全 ・ 歴史的な景観資源（三階蔵、城址、石垣、家屋、社寺、元小学校）の保全 ・ 城下町や歴史的町並み景観の保全 ・ 屋外広告物類の規制強化 ・ 電線類の地中化 ・ 安心して歩ける歩行者空間の確保と自動車交通対策 ・ 緑化による潤い空間の創出 ・ 浅間山、御嶽山などへの眺望景観の保全
市街地の景観	市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設、高層建築物のデザイン、色彩等のコントロール ・ 大規模商業施設の外構への緑化の義務付け ・ 可児駅、新可児駅周辺等の景観形成 ・ 市役所周辺の建物の色彩や看板類のコントロール ・ 現存するまちづくりルールがより効果を発揮できる計画づくり
	工業市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業団地などからの御嶽山の眺望景観の保全
	新住宅市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅間山、御嶽山等への眺望景観の保全 ・ 並木や芝歩道の保全 ・ 地藏山の保全
	幹線道路沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路沿道（国道41号沿いなど）の屋外広告物の規制及びコントロール ・ 国道248号線沿道や鉄道沿線の景観の修復
	オープンスペースの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社寺林の保全
「景観まちづくり」の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が喜べる、楽しめる「景観まちづくり」の推進 ・ 歩いていて楽しい、歩く楽しみが持てる「景観まちづくり」の推進 ・ シンボルとなる樹木（大杉、桜）の保全

■ アンケート調査からの課題

◆ どういう風景を良いと感じているか

- ・鳩吹山や浅間山など市の東から西にわたる**山地、丘陵地景観の評価は高く**、小中学生にとって「気持ちが良い、好きな風景（眺め）」は緑に係る内容（緑が多い、緑が豊かなど）が一番多いことから、景観形成上、最も保全すべき要素であり、本市の景観形成上の骨格となるものです。
- ・フォトコンテストでは**花フェスタ記念公園**での写真が多く、撮影対象も「花」が多かったことから、**花を使った景観形成**は人目を引くものと考えられます。また樹林（桜、紅葉、背景としての緑など）も多く、**身近な樹林としての活用**が課題です。一方、**市内の他の景観資源（田園、歴史的町並み、河川など）**については、**市民へのPRおよび景観資源の更なる魅力化**が課題です。

◆ どういう風景を良くないと感じているか

- ・市街地の景観については評価が低く、特に**駅周辺や市役所周辺など、街の玄関口や中心となるべき場所**であることから大きな課題といえます。
- ・景観構造の骨格の一つである河川軸について、木曾川は比較的良い評価を得ていますが、**可児川については評価が低くなっています**。市中心部を流れる河川であることから、**可児川の景観形成上の改善**が課題です。
- ・大規模店舗が立ち並ぶ**国県道の沿道景観**についても**景観的な評価が低く**、特に**幹線道路軸沿道の景観の改善**が課題です。
- ・緑に関しては、**竹藪化した竹林に対する取り組み手法**が課題です。

◆ 視点場・対象

- ・視点場としては、**鳩吹山が特に多くの市民に評価**されており、眺望対象としては**街並み（市街地、犬山方面など）**が多く、**山や山並み（御嶽山、アルプスなど）、川（木曾川、可児川など）**など多種に渡っており、遠景から中景と幅が広いことから、これら**眺望景観を妨げる大規模施設の景観コントロールや、面的なまとまりを持つ景観（田園景観や市街地景観など）の保全**が課題です。

◆ イメージマップ

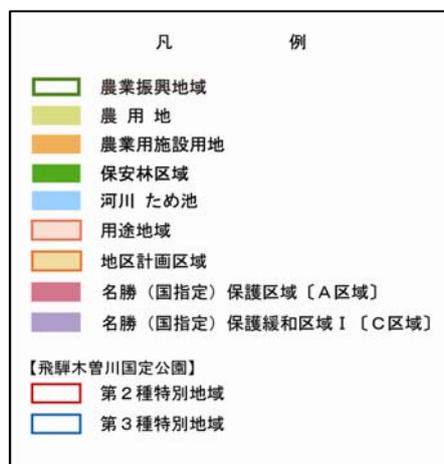
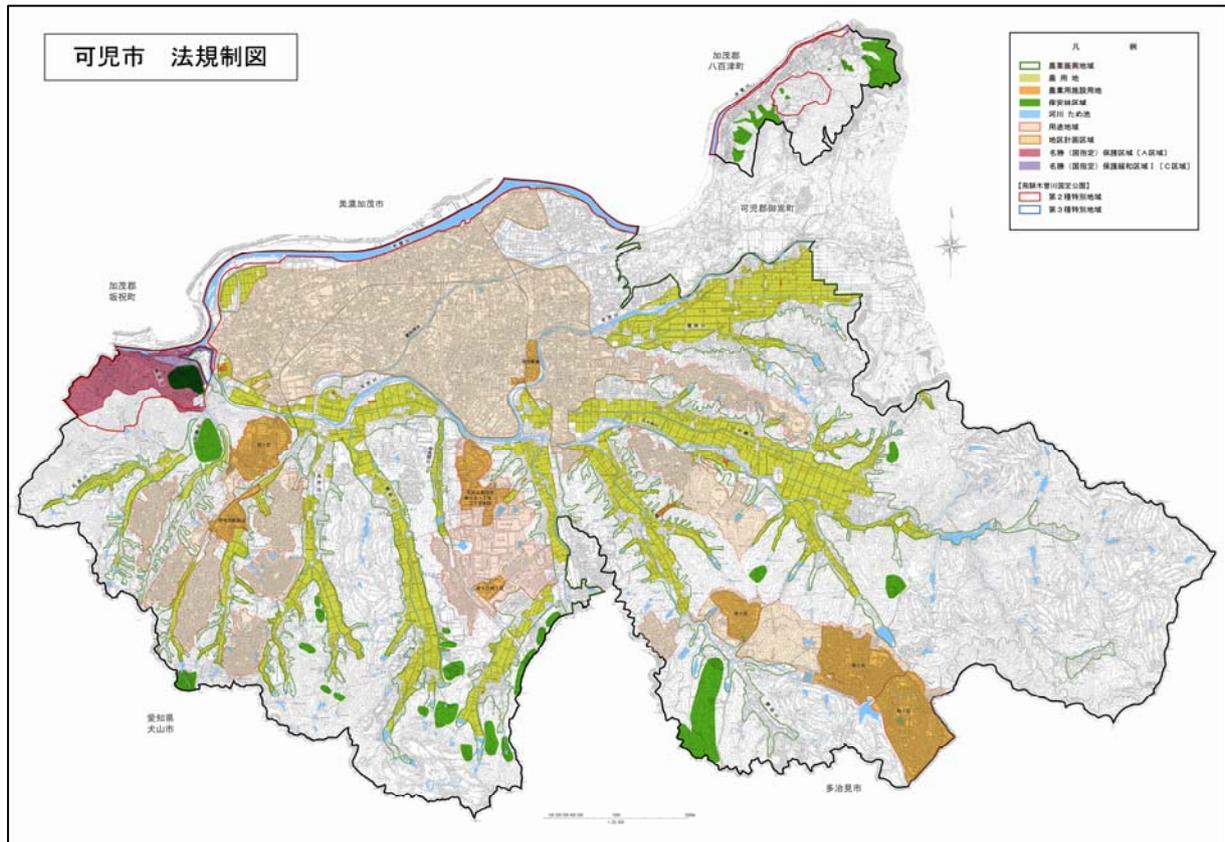
- ・小中学生の行動範囲は一般的に狭く、身近な風景がイメージマップに記されていました。よって、地域の特色である山や川が多いものの、社寺、スーパーなど、学校によって違いが見られました。これらのことから、小中学生のための景観形成上の課題としては**身近な景観形成への配慮と、山や川など景観形成上の骨格となる景観の保全**が課題です。

◆ 景観の良いまちづくりのための取り組み

- ・「市民のマナーの向上（ゴミのポイ捨てをやめるなど）」が最も多く、「**景観意識を高める啓発活動・情報提供**」など**市民への景観啓発や意識の高揚**が最も大きな課題です。
- ・「**緑化推進と緑地保全の取り組み**」「**道路や沿道、公共施設の景観整備**」などの**公共側での取り組みも重要視**されており、これらの公共側での**効果的な景観整備の取り組み方、取り組み手法**が課題です。
- ・桜ヶ丘ハイツや久々利、広見東など**景観まちづくり活動が既に行われている地域**においては、**景観の良いまちづくりに対する意識も高く**、これらの事から**地域での「景観まちづくり」をいかに広げ、起動させていくのか**が課題です。
- ・ホームページに寄せられた意見の少なさ（3件）から、**広報の手法**についてが課題です。

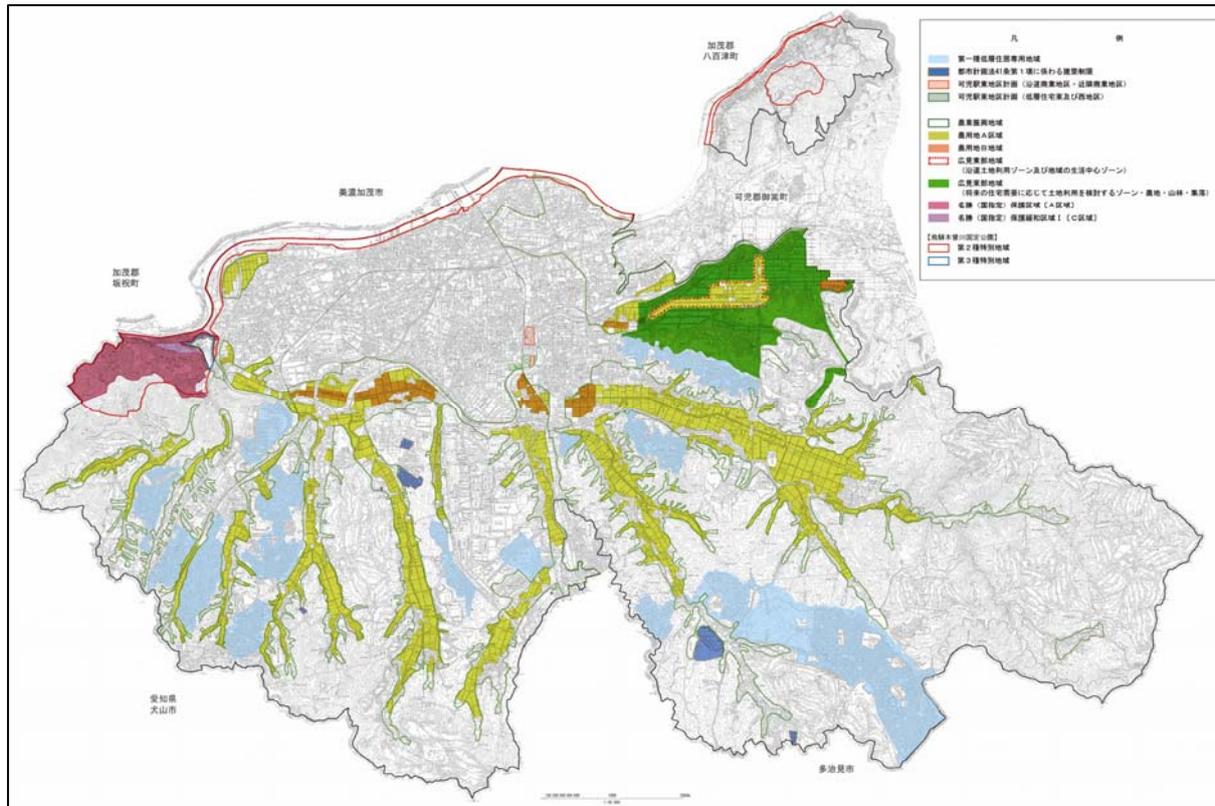
5. 良好な景観の形成に係わる各種法規制

市内には既に下記に示すような、良好な景観の形成に係わる各種法規制が制定されています。



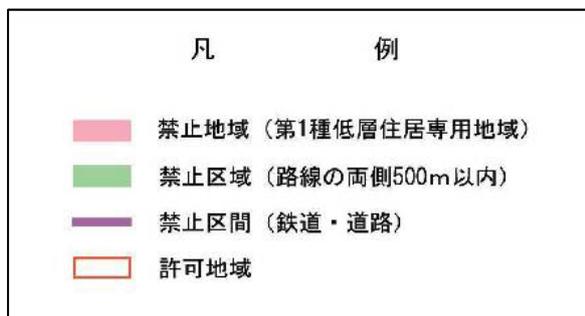
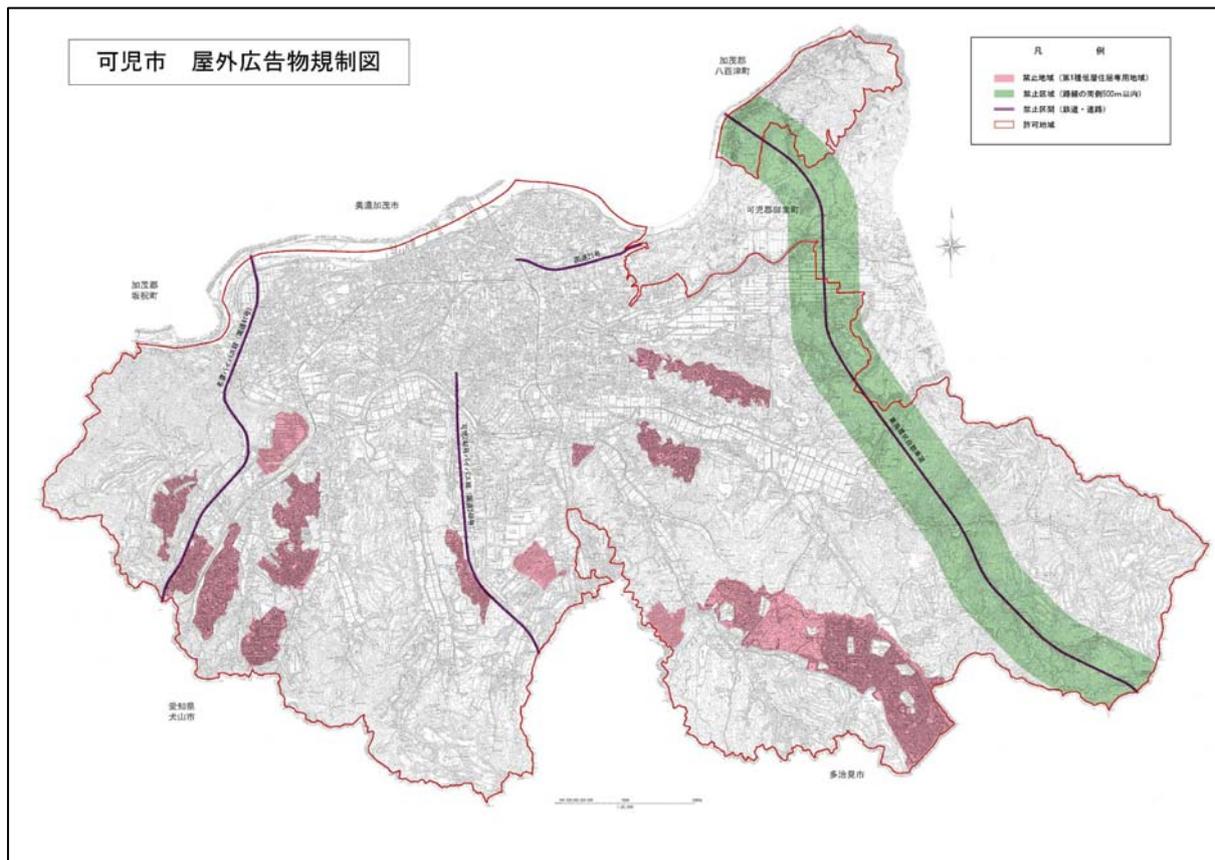
また、景観に大きな影響を与える建物の高さに係わる規制について、市内には既に建物の高さの最高限度が定められている地域があります。

◎高さに係わる規制の状況



区域区分	高さの基準	根拠法令等
第一種低層住居専用地域	10m以下	都市計画法
都市計画法第41条第1項に係る建築制限	10m以下	
可児駅東地区計画（沿道商業地区・近隣商業地区）	20m以下	
可児駅東地区計画 （低層住宅東地区・低層住宅西地区）	10m以下	
名勝木曾川（保護区域） A区域	建設不可	文化財保護法
名勝木曾川（保護緩和区域Ⅰ） C区域	8m以内（有効な修景措置をした場合は13m以下）	
飛騨木曾川国定公園 （第2種及び第3種特別地域）	13m以下 （分譲地内の建築物は10m以下）	自然公園法
農用地A地域及び農用地B地域	10m以下	土地利用転換行為に関する運用方針
広見東部地域 （沿道土地利用ゾーン及び地域の生活中心ゾーン）	15m以下	広見東部地域まちづくりルール
広見東部地域（将来の宅地需要に応じて土地利用を検討するゾーン・農地・山林・集落地）	12m以下	

◎岐阜県屋外広告物条例による規制概要



◎良好な景観形成のための法規制

目的	都市計画の種類	参照法令
建築物の形態等のコントロール	高度地区	都市計画法第9条第17項 建築基準法第58条
	特別用途地区	都市計画法第9条第13項 建築基準法第49条・第50条
	景観地区	都市計画法第8条 景観法第61条
歴史的環境の保全	歴史的風土特別保存地区	都市計画法第8条 都市計画法施行令第4条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条、第8条
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法第8条 都市計画法施行令第4条 文化財保護法第142条・143条
緑の保全	風致地区	都市計画法第8条、第9条第21項、第58条 都市計画法施行令第4条
	緑地保全地域	都市計画法第8条 都市計画法施行令第4条 都市緑地法第5条
	特別緑地保全地区	都市計画法第8条 都市計画法施行令第4条 都市緑地法第12条
	緑化地域	都市計画法第8条 都市緑地法第34条
地区レベルの計画	地区計画	都市計画法第12条の4、5 都市計画法施行令第7条の3、7

6. 関係条例等

(1) 可児市景観条例

平成20年可児市条例第42号 平成20年12月19日公布

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観計画（第6条—第9条）

第3章 行為の制限等（第10条—第15条）

第4章 景観重要建造物（第16条—第18条）

第5章 景観重要樹木（第19条—第21条）

第6章 景観まちづくりの推進施策（第22条—第31条）

第7章 雑則（第32条）

附則

私たちが住むまち可児市は、先人たちによって長い年月をかけて守り、育まれてきた自然環境や歴史的文化的遺産が多く残されています。また、都市化の進展とともに計画的な新しい街並みの整備も進み、人と自然が調和し、新旧のものが融合した独自の景観が育まれています。

しかし、無秩序で無機質な市街化の進行により本市の貴重な景観資源は失われつつあり、何もしなければ今後さらに景観資源の喪失が確実に進むことを私たちは意識しなければなりません。

良好な景観とは、単に視覚的なまちの美しさだけではなく、そのまちに暮らしている人が「住んで良かった、これからも住み続けたい。」と愛着や誇りを持つことであり、そのまちを訪れた人が「来て良かった、再び訪れたい。」と感じるまちの魅力です。それは、人々の営みや活動が積み重なって表現されるものであり、人々の心に深く残るものです。

私たちは、本市の良好な景観を市民共有の資産として次の世代へ受け継いでいかなければならないという強い意志のもと、市民、事業者及び行政が一体となって魅力ある景観を形成し、次世代へと引き継いでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく事項並びに可児市らしい景観を守り、育み、及び創造するための独自の施策を定めることにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の意義によるほか、法において使用する用語の例による。

(1) 事業者等 市内において、営利、非営利を問わず事業活動を行う個人若しくは法人又は市民が主体的に地域活動を行う団体をいう。

(2) 景観まちづくり 人々の営みや生活の積み重ねの中で、良好な景観を守り、育み、又は創造することによって、心に残る魅力あるまちをつくることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

4 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

5 市は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観まちづくりの主役であることを認識し、身近なことから景観をより良くする取組みを実践するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、良好な景観の形成に寄与するため相互に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、その活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者等は、景観まちづくりに関する市民活動への参加及び地域の景観まちづくりへの配慮に努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画)

第6条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

(策定の手続)

第7条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定による手続を行うほか、あらかじめ、第26条第1項に規定する可児市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、市民の景観まちづくりに対する意識が高い地区又は良好な景観の形成のための行為の制限を定める必要がある地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、重点地区に次の事項を定めるものとする。

- (1) 法第8条第2項第2号の良好な景観の形成に関する方針
- (2) 法第8条第2項第3号の行為の制限に関する事項
- (3) その他良好な景観の形成上市長が特に必要と認める事項

4 市長は、重点地区の拡充等により、景観計画の充実に努めなければならない。

(景観計画への適合)

第9条 建築物の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築等」という。）又は工作物の新設を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めるものとする。

第3章 行為の制限等

(届出の方法)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る行為の内容を示す書類を添え、市長に届け出るものとする。

(届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の形質の変更（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を除く。）で、変更する面積が3,000平方メートル以上のもの
- (2) 土石等の採取で、採取を行う面積が3,000平方メートル以上のもの

(届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築等で、当該建築物に係る事業区域の面積（増築にあつては、増築後の面積）が1,000平方メートル未満及び当該建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が10メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該建築物に係る事業区域の面積が1,000平方メートル未満及び当該建築物の高さが10メートル以下のもの、かつ、これらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の外壁面積が当該建築物の総外壁面積の2分の1以内のもの
- (3) 工作物の増築、改築又は移転
- (4) 工作物の新設で、次に掲げるもの以外のもの

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第2号に規定する鉄柱で、高さが20メートルを超えるもの

ロ 建築基準法施行令第138条第1項第3号に規定する広告塔又は広告板で、高さが13メートルを超えるもの

ハ 建築基準法施行令第138条第1項第5号に規定する擁壁で、高さが5メートルを超えるもの

(5) 法第16条第1項第3号に規定する行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴いたうえで、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めるもの

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 建築物の新築で、高さが10メートルを超えるもの
- (2) 建築物の新築で、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
(指導、勧告、命令等の手続)

第14条 市長は、建築物の建築等又は工作物の新設が景観計画に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為を行おうとする者又は行った者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項の規定による命令をしようとする場合において、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の勧告又は命令を受けた者（以下「勧告等を受けた者」という。）がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、勧告等を受けた者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該勧告等を受けた者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(無届行為者に係る措置)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）をすべき者が届出をしないで行為に着手したときは、その者に対し、当該行為の種類、場所、設計、施工方法、施工日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告により無届行為者（届出をしないで行為に着手した者をいう。以下同じ。）に係る行為が景観計画に定められた行為についての制限に適合しないことが明らかになった場合において、当該行為を景観計画に定められた制限に適合させるために、当該無届行為者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 前項の規定による勧告をしようとする場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

第4章 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等)

第16条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときについて準用する。

(景観重要建造物の指定の標識)

第17条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 名称

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物に消火器、消火栓その他必要な消火設備を設けること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第5章 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等)

第19条 市長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときについて準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

第20条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 名称

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第21条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木について、必要な剪定等の措置を講ずること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第6章 景観まちづくりの推進施策

(景観協定の認可)

第22条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定は、法第84条第1項及び第88条第1項の認可について準用する。

(助成)

第23条 市長は、重点地区、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者及び管理者並びに法第81条第1項に規定する景観協定を締結した者に、景観まちづくりに関する技術的な支援を行い、又は経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第24条 市長は、景観まちづくりに寄与していると認められる建築物その他の物件に係る所有者、設計者等並びに景観まちづくりに係る活動を行った個人及び団体を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰をしようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観アドバイザー)

第25条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、可児市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を設置する。

- 2 景観アドバイザーは、景観まちづくり、建築物等のデザイン又は色彩、緑化等について専門的な助言等の支援を行うものとする。
- 3 景観アドバイザーの定数は、3人以内とする。
- 4 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

(景観審議会)

第26条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事務を処理するほか、市長の諮問に応じ景観まちづくりに関する事項を調査審議するために、可児市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 景観に関する知識経験のある者
 - (2) 公募に応じた者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その会務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第29条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第30条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決を経たときは、公開しないことができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(会長への委任)

第31条 第26条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている景観計画は、この条例の規定に基づき定めた景観計画とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に着手している行為については、この条例の規定は、適用しない。

(2) 可児市違反屋外広告物除却協力員設置要綱

平成 18 年 2 月 1 日 訓令甲第 2 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成 12 年岐阜県条例第 4 号)に基づき市が処理することとされた屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項に規定する違反広告物の除却について、市民と行政が協働して行うことについて必要な事項を定め、良好な都市景観の維持及び向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反屋外広告物 法及び岐阜県屋外広告物条例(昭和 39 年岐阜県条例第 47 号)に違反し、市内に掲出されたはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。
- (2) 簡易除却 法第 7 条第 4 項の規定に基づく違反屋外広告物の除却をいう。

(協力団体の認定)

第 3 条 市長は、違反屋外広告物の除却の推進に賛同する団体で、違反屋外広告物の除却に取り組むことが適当であると認められる団体を、違反屋外広告物除却協力団体(以下「協力団体」という。)として認定するものとする。

2 協力団体は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 営利を目的としない団体であること。
- (2) 市内に居住又は通勤若しくは通学する者で、かつ、20 歳以上であるもの 2 人以上を構成員とする団体であること。
- (3) 2 箇月当たり 1 回以上違反屋外広告物の除却を行うことができる団体であること。

(認定の申請)

第 4 条 前条の認定を受けようとする団体は、違反屋外広告物除却協力団体認定申請書(別記様式第 1 号。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 違反屋外広告物除却協力員候補者名簿(別記様式第 2 号)
- (2) 除却活動計画書(別記様式第 3 号)
- (3) 違反屋外広告物の除却を行う地域を示す位置図
- (4) 除却した違反屋外広告物を保管する場所を示す位置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、協力団体として認定したときは、違反屋外広告物除却協力団体認定書(別記様式第 4 号)を交付するものとする。

(認定の期間)

第 5 条 協力団体の認定の期間は、2 年とする。

(変更の届出等)

第 6 条 協力団体は、認定申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、違反屋外広告物除却協力団体変更届(別記様式第 5 号)を市長に届け出なければならない。

2 協力団体は、解散又は違反屋外広告物除却活動を廃止しようとするときは、違反屋外広告物除却協力団体廃止届(別記様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、協力団体が次のいずれかに該当するときは、協力団体の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。
- (2) 前条第2項に規定する廃止届の届出があったとき。
- (3) 協力団体としてふさわしくない行為があったときその他除却協力団体として適当でないと認められるとき。

(権限の委任)

第8条 市長は、協力団体の活動員のうち次の要件に該当する者を違反屋外広告物除却協力員(以下「協力員」という。)として、簡易除却の権限を委任する。

- (1) 第4条第1項第1号の名簿に登載された者
- (2) 市内に居住又は通勤若しくは通学する者
- (3) 年齢が20歳以上の者
- (4) 市長が行う簡易除却に関する講習を受講した者

2 市長は、前項の規定による委任をしたときは、協力員に身分証明書(別記様式第7号)及び腕章(別記様式第8号)を交付するものとする。

3 協力員の任期は、当該協力員が所属する協力団体の認定期間とする。

(協力員の報酬)

第9条 協力員の報酬は、無償とする。

(委任の取消し等)

第10条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の委任を取り消すものとする。

- (1) 協力員から辞退の申出があったとき。
- (2) 第8条第1項に規定する協力員の資格要件に該当しなくなったとき。
- (3) 協力員としてふさわしくない行為があったときその他協力員として適当でないと認められるとき。

2 協力員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

- (1) 協力団体の認定期間が満了したとき。
- (2) 協力団体の認定が取り消されたとき。

3 協力員は、前2項の規定により委任を取り消され、又は身分を失ったときは、第8条第2項の身分証明書及び腕章を市長に返却しなければならない。

(協力員が遵守すべき事項)

第11条 協力員は、簡易除却を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- (2) 協力員2人以上で除却を実施すること。
- (3) 夜間の実施を避けること。
- (4) 違反屋外広告物の除却に疑義が生じたときは、市長に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 簡易除却中に問題が生じたときは、速やかに市長又は関係機関に連絡すること。

- (6) 簡易除却した違反屋外広告物(はり紙を除く。)は、毀損しないように取り扱うこと。
- (7) 市長が必要とした違反屋外広告物の情報について提供すること。
- (8) その他市長の指示に従うこと。

(実施結果の報告)

第12条 協力団体は、簡易除却を実施したときは、違反屋外広告物除却報告書(別記様式第9号)により、市長に報告するものとする。

2 協力団体は、除却した違反屋外広告物を市が回収するまでの間、保管するものとする。

(庶務)

第13条 違反屋外広告物の簡易除却に関する庶務は、建設部都市計画課において行う。

付 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

様式 略

可児市景観計画

発行日：平成 20 年 12 月 19 日

発 行：可児市

〒509-0292

可児市広見一丁目 1 番地

TEL：0574-62-1111

編 集：可児市建設部都市計画課